

令和7年度農村振興局予算 概算決定の概要

令和7年度農村振興局予算概算決定の概要	P1
令和7年度国営事業等事業着手地区等（概算決定）	P5
令和7年度農村振興局予算の重点事項	P7

公共事業

農業農村整備事業	P12
「国営かんがい排水事業	P13
国営農用地再編整備事業	P17
国営総合農地防災事業	P19
防災情報ネットワーク事業	P22
直轄地すべり対策事業	P23
水資源開発事業	P24
農業競争力強化基盤整備事業	P25
－農業競争力強化農地整備事業	P26
－農地中間管理機構関連農地整備事業	P30
－水利施設整備事業	P31
－畑地帯総合整備事業	P32
農村地域防災減災事業	P33
－防災重点農業用ため池緊急整備事業	P35
中山間地域農業農村総合整備事業	P36
農村整備事業	P37
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業	P39
土地改良施設突発事故復旧・防止事業	P40
国営造成施設総合水利調整管理事業	P41
基幹水利施設管理事業	P42
水利施設管理強化事業	P43
土地改良施設維持管理適正化事業	P44
「土地改良区機能強化支援事業	P45
農山漁村地域整備交付金	P46
海岸保全施設整備事業	P47
災害復旧等事業（農地・農業用施設等）	P48

<関係府省等との連携プロジェクト>

農地・農業水利施設を活用した流域治水	P49
「田んぼダム」の取組の推進	P50
水田農業の高収益化の推進	P51

<令和6年度補正予算>

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策	P52
（関連施策）畑地化促進事業	P53
TPP等関連農業農村整備対策	P54
農業水利施設、農業用ため池等の防災・減災対策	P55

非公共事業

農地耕作条件改善事業	P56
農業水路等長寿命化・防災減災事業	P59
畑作等促進整備事業	P60
日本型直接支払	P61
「多面的機能支払交付金	P62
中山間地域等直接支払交付金	P63
「環境保全型農業直接支払交付金	P64
農山漁村振興交付金	P65
「地域資源活用価値創出対策	P66
－地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）	P67
－地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）	P68
－地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）	P69
－地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）	P70
－地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）	P71
中山間地農業推進対策	P72
－農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業	P73
最適土地利用総合対策	P74
山村活性化支援交付金	P75
情報通信環境整備対策	P76
都市農業機能発揮対策	P77
鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	P78
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	P79
中山間地農業ルネッサンス事業	P80
有明海再生対策	P82
農家負担金軽減支援対策事業	P83

<関係府省等との連携プロジェクト>

地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出	P84
複数集落の機能を補完する農村RMOの形成推進	P85
国民理解の醸成	P86
多様な農業人材の意欲的な取組の推進	P87

<令和6年度補正予算>

中山間地域等対策	P88
「最適土地利用総合対策	P89
中山間地農業推進対策（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）	P90
農山漁村発（パ）ンション対策（農山漁村発（パ）ンション推進・整備事業（農泊推進型））	P91
「中山間地域所得確保対策	P92
鳥獣被害防止総合対策	P93

令和6年12月
農林水産省

令和7年度農村振興局予算概算決定の概要

(単位：億円)

事 項	令和6年度 当初予算額	令和7年度 概算決定額 A	令和6年度 補正予算額 B	合計 A + B
公共事業	4,226	4,214 (99.7%)	2,335	6,549 (155.0%)
農業農村整備事業	3,326	3,331 (100.2%)	2,037	5,368 (161.4%)
農山漁村地域整備交付金	770	762 (99.0%)	－	762 (99.0%)
海岸事業	44	44 (100.0%)	14	59 (132.5%)
災害復旧等事業	86	76 (89.2%)	284	360 (420.6%)
非公共事業	1,521	1,565 (102.9%)	67	1,632 (107.3%)
合 計	5,747	5,779 (100.6%)	2,402	8,181 (142.4%)

- (注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
3. 下段()書きは令和6年度当初予算額との比率である。
4. 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。

令和7年度農村振興局予算概算決定の概要（公共事業）

（単位：億円）

事 項	令和6年度 当初予算額	令和7年度 概算決定額 A	令和6年度 補正予算額 B	合計 A + B
農業農村整備事業	3,326	3,331 (100.2%)	2,037	5,368 (161.4%)
国営かんがい排水	1,033	1,024 (99.1%)	220	1,243 (120.4%)
国営農地再編整備	396	390 (98.4%)	242	632 (159.6%)
国営総合農地防災	269	260 (96.5%)	93	352 (131.0%)
直轄地すべり	7	7 (100.0%)	－	7 (100.0%)
水資源開発	85	85 (100.0%)	17	102 (119.9%)
農業競争力強化基盤整備	680	680 (100.0%)	989	1,670 (245.4%)
農村地域防災減災	381	381 (100.0%)	425	806 (211.6%)
中山間地域農業農村総合整備	45	40 (88.0%)	21	61 (134.7%)
農村整備	69	65 (95.2%)	23	89 (129.0%)
土地改良施設保全管理	231	261 (113.1%)	6	267 (115.7%)
その他	130	139 (106.8%)	－	139 (106.8%)
農山漁村地域整備交付金	770	762 (99.0%)	－	762 (99.0%)
海岸事業	44	44 (100.0%)	14	59 (132.5%)
災害復旧等事業	86	76 (89.2%)	284	360 (420.6%)
合 計	4,226	4,214 (99.7%)	2,335	6,549 (155.0%)

- （注） 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 2. 下段（ ）書きは令和6年度当初予算額との比率である。
 3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。
 4. 国営かんがい排水には土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）を、
 農業競争力強化基盤整備には土地改良施設突発事故復旧事業（補助）を含む。

令和7年度農村振興局予算概算決定の概要（非公共事業）

（単位：億円）

事 項	令和6年度 当初予算額	令和7年度 概算決定額 A	令和6年度 補正予算額 B	合計 A + B
農地耕作条件改善事業	198	198 (100.0%)	－	198 (100.0%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	282	282 (100.0%)	－	282 (100.0%)
畑作等促進整備事業	22	22 (100.0%)	－	22 (100.0%)
多面的機能支払交付金	486	500 (103.0%)	－	500 (103.0%)
中山間地域等直接支払交付金	261	285 (109.0%)	－	285 (109.0%)
農山漁村振興交付金	84	74 (88.1%)	13	87 (103.9%)
鳥獣被害防止総合対策交付金	99	99 (100.0%)	53	152 (153.5%)
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	3	3 (100.0%)	－	3 (100.0%)
有明海再生対策（農村振興局計上分）	10	20 (200.0%)	－	20 (200.0%)
その他	76	82 (107.5%)	1	83 (108.6%)
合 計	1,521	1,565 (102.9%)	67	1,632 (107.3%)

- （注） 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
3. 下段（ ）書きは令和6年度当初予算額との比率である。
4. その他には、受託工事等実施費、農家負担金軽減支援対策事業、
農山漁村発イノベーション委託調査事業費、事務費を含む。

令和 7 年度農業農村整備事業関係予算概算決定の概要

(単位：億円)

事 項	令和 6 年度 当初予算額	令和 7 年度 概算決定額 A	令和 6 年度 補正予算額 B	合計 A + B
農業農村整備事業＜公共＞	3,326	3,331 (100.2%)	2,037	5,368 (161.4%)
農業農村整備関連事業＜非公共＞ 農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑作等促進整備事業 農山漁村振興交付金	548	548 (100.0%)	－	548 (100.0%)
農山漁村地域整備交付金＜公共＞ (農業農村整備分)	588	584 (99.3%)	－	584 (99.3%)
合 計	4,463	4,464 (100.0%)	2,037	6,500 (145.7%)

- (注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
2. 下段 () 書きは令和 6 年度当初予算額との比率である。

令和7年度国営事業等事業着手地区（概算決定）

区 分	地区数	地 区 名
【国営事業】 （農林水産省） 農用地再編整備	1	ひがしおうみ 東近江（滋賀県）
（北海道） かんがい排水	3	いざりがわうが 漁川右岸 ほくとようすい 北斗用水 くんねつがほくえい 訓子府北栄

令和 7 年度国営事業等全体実施設計・調査着手地区（概算決定）

区 分	地区数	地 区 名
全体実施設計 (農林水産省) かんがい排水	1	あがのがわ さがん 阿賀野川左岸（新潟県）
調査 (農林水産省) かんがい排水	4	わたらせがわえんがん 渡良瀬川沿岸（栃木県、群馬県） きたあわじ 北淡路（兵庫県） こじまわんしゅうへんにき 児島湾周辺二期（岡山県） かさのはら 笠野原（鹿児島県）
(北海道) かんがい排水	1	ふらのひがしおか 富良野東丘

令和7年度農村振興局予算の重点事項

(※) 各事項の下段()内は、令和6年度当初予算額

I 農業の持続的な発展

1 農業生産基盤の整備・保全

	【7年度当初】	【6年度補正】
① 農業農村整備事業＜公共＞	3,331億円 (3,326億円)	2,037億円
・スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進		
② 農地耕作条件改善事業	198億円 (198億円)	
・農地中間管理機構による農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援		
③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業	282億円 (282億円)	
・農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援		
④ 畑作等促進整備事業	22億円 (22億円)	
・麦・大豆等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援		
⑤ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞	762億円 (770億円)	
・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付		

Ⅱ 農村の振興（農村の活性化）

1 「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」に着目した農村の振興 【7年度当初】 【6年度補正】

① 農山漁村振興交付金

7 4 億円
(8 4 億円)

1 3 億円

- ・農山漁村での定住や都市と農山漁村の交流促進、農山漁村に関わる関係人口の創出・拡大に向け、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、官民共創、農泊や農福連携などの取組、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、棚田地域の振興、中山間地域等における農用地保全、情報通信環境の整備、都市農業の振興等を総合的に推進

② 農業農村整備事業＜公共＞（再掲）

3, 3 3 1 億円
(3, 3 2 6 億円)

2, 0 3 7 億円

- ・スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進

③ 中山間地農業ルネッサンス事業＜一部公共＞

4 1 2 億円
(4 1 1 億円)

- ・中山間地域等において、地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により、多様な取組を総合的に支援

④ 中山間地域等対策

1 4 億円
このほか
関係中山間地域優先枠
9 5 億円

- ・中山間地域等において、地域における最適な土地利用構想の策定と実現に向けた取組、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、農泊の取組、農家所得確保の計画策定と実践、離島の農産物等の需要開拓等を支援

2 鳥獣被害防止対策等

【7年度当初】

【6年度補正】

① 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

100億円
(100億円)

55億円

- ・鳥獣被害の防止に向け、ICT等を活用したスマート鳥獣害対策の推進やシカ・クマの捕獲対策の強化、高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保、侵入防止柵の整備等を支援するほか、森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を推進
- ・捕獲鳥獣を有効活用し、更なるジビエ利活用を推進するため、捕獲個体の広域搬入体制の整備や情報発信の強化等による需要拡大の取組を支援

② 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

3億円
(3億円)

- ・火山の降灰等の被害に対応するため、洗浄用機械施設等の整備、これと一体的に行う用水確保対策等を支援

3 有明海再生対策

① 有明海再生加速化対策交付金

10億円
(－)

- ・諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門によらない有明海再生に向けた有明海再生加速化対策交付金を創設し、漁業者による漁場環境改善の取組等を支援

② 調査・技術開発・実証の実施

18億円
(18億円)

- ・有明海沿岸4県が協調して、二枚貝類等の資源回復や漁場改善等の各種調査等を実施

Ⅲ 多面的機能の発揮

【7年度当初】

【6年度補正】

① 多面的機能支払交付金

500億円
(486億円)

- ・農業・農村の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農業者等で構成される活動組織が行う地域資源を適切に保全管理するための共同活動を支援
- ・活動組織の体制強化や地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進

② 中山間地域等直接支払交付金

285億円
(261億円)

- ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することで、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等を支援
- ・集落協定のネットワーク化、スマート農業による作業の省力化への加算を充実

③ 環境保全型農業直接支払交付金

28億円
(26億円)

- ・有機農業について単収が低く不安定な移行期の重点的な支援など、化学農薬・化学肥料を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援

Ⅳ 防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進

1 防災・減災、国土強靱化の推進

【7年度当初】

【6年度補正】

① 農業水利施設、ため池等の対策＜公共＞

1,116億円

- ・農業用ダムの洪水調節機能の強化や田んぼダム等流域治水の取組を推進するほか、農業水利施設等の安定的な機能発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進

② 海岸堤防等の対策＜公共＞

44億円
(44億円)

14億円

- ・南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の補強、嵩上げ等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の修繕・更新を支援

2 災害被害の復旧・復興

① 災害復旧等事業＜公共＞

76億円
(86億円)

284億円

- ・被災した農地・農業用施設等の速やかな復旧等を実施・支援

V 関連施策

1 農業農村整備事業の関連施策

(水田農業の高収益化の推進)

- ・高収益作物の導入・定着を図るため、国、地方公共団体等が連携し、水田での高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路の確保等を一体的に支援

(小麦・大豆の国産化の推進)

- ・麦・大豆の国産シェアを拡大するため、作付けの団地化、ブロックローテーション、機械・技術の導入による生産性の向上や水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、ストックセンターの整備や民間主体の一定期間の保管による供給量の安定化、商品開発等による需要拡大に向けた取組を一体的に支援

(スマート農業技術等の活用の促進に資する基盤整備の推進)

- ・農地の大区画化等の推進、スマート農業技術等の活用の促進に資するデジタル基盤の整備を支援

2 農村振興施策、日本型直接支払制度の関連施策

(国民理解の醸成)

- ・食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成を図るため、優良な取組事例の表彰やSNS等を活用した情報発信、学校給食での地場産品の活用促進や農業体験の促進、官民連携による食育活動の全国展開や地域での食育活動の推進、無形文化遺産である和食文化の継承、事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化、環境負荷低減の取組の「見える化」やJ-クレジットの推進に向けた取組を総合的に支援

(多様な農業人材の意欲的な取組の推進)

- ・地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間地域等直接支払、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化支援を実施

【7年度当初】
(農業農村整備事業)
3,331億円の内数
(3,326億円の内数)

【6年度補正】
(農業農村整備事業)
2,037億円の内数

(農業農村整備事業)
3,331億円の内数
(3,326億円の内数)
(畑作等促進整備事業)
22億円
(22億円)
(農地耕作条件改善事業)
198億円の内数
(198億円の内数)

(農業農村整備事業)
461億円の内数

(農業農村整備事業)
3,331億円の内数
(3,326億円の内数)
(農地耕作条件改善事業)
198億円の内数
(198億円の内数)
(農山漁村振興交付金)
74億円の内数
(84億円の内数)

(農業農村整備事業)
2,037億円の内数

【7年度当初】
(農山漁村振興交付金)
74億円の内数
(84億円の内数)

【6年度補正】

(多面的機能支払交付金)
500億円の内数
(486億円の内数)
(中山間地域等直接支払交付金)
285億円の内数
(261億円の内数)
(農山漁村振興交付金)
74億円の内数
(84億円の内数)

(中山間地域等対策)
14億円の内数

農業農村整備事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 333,139 (332,623) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 203,660百万円)

＜対策のポイント＞

競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上[令和7年度まで]
- 更新が早期に必要なと判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 （農業競争力強化対策）

担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等の基盤整備**を推進します（高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築**等を推進します。

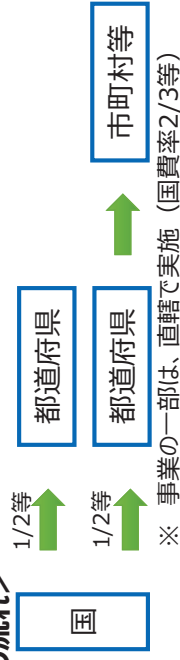
2. 農業水利施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策 （国土強靱化対策）

老朽化した農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策等を推進します。

3. 農村生活環境施設の戦略的な保安全管理、防災・減災対策 （国土強靱化対策）

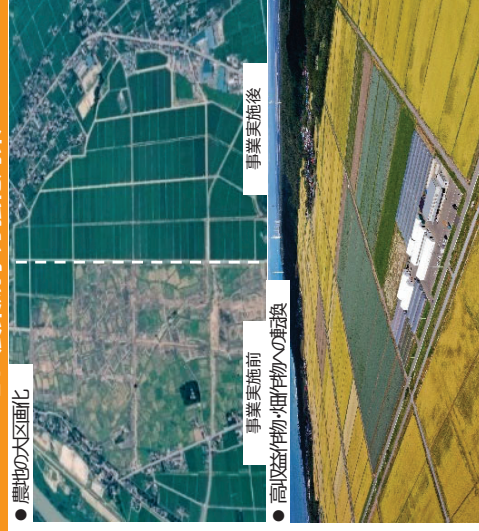
農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**農道や集落排水施設、地域資源利活用施設の整備**等を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 農業競争力強化対策



2. 農業水利施設の保全、防災・減災対策



3. 農村生活環境施設の保全、防災・減災対策



【お問い合わせ先】 農村振興局設計課（03-3502-8695）

国営かんがい排水事業<公共>

【令和7年度予算概算決定額 98,916 (101,885) 百万円】
〔令和6年度補正予算額 20,944百万円〕

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新が早期に必要なと判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割〔令和7年度まで〕）
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

- ・ 低炭素農業水利システム構築事業の末端支配面積要件（畑）を緩和
- ・ 国営流域治水対策事業を創設（国営洪水調節機能強化事業を廃止）
- ・ かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策の対象施設を追加
- ・ かんがい排水事業と一体的に行う豪雨災害対策の整備水準に係る規定を見直し

1 一般型

- ・ 地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の整備
【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2 特別型

- ・ 高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
- ・ 担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・ 流域治水プロジェクトに位置付けられた施設の整備
- ・ 老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・ 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所への予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・ 小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

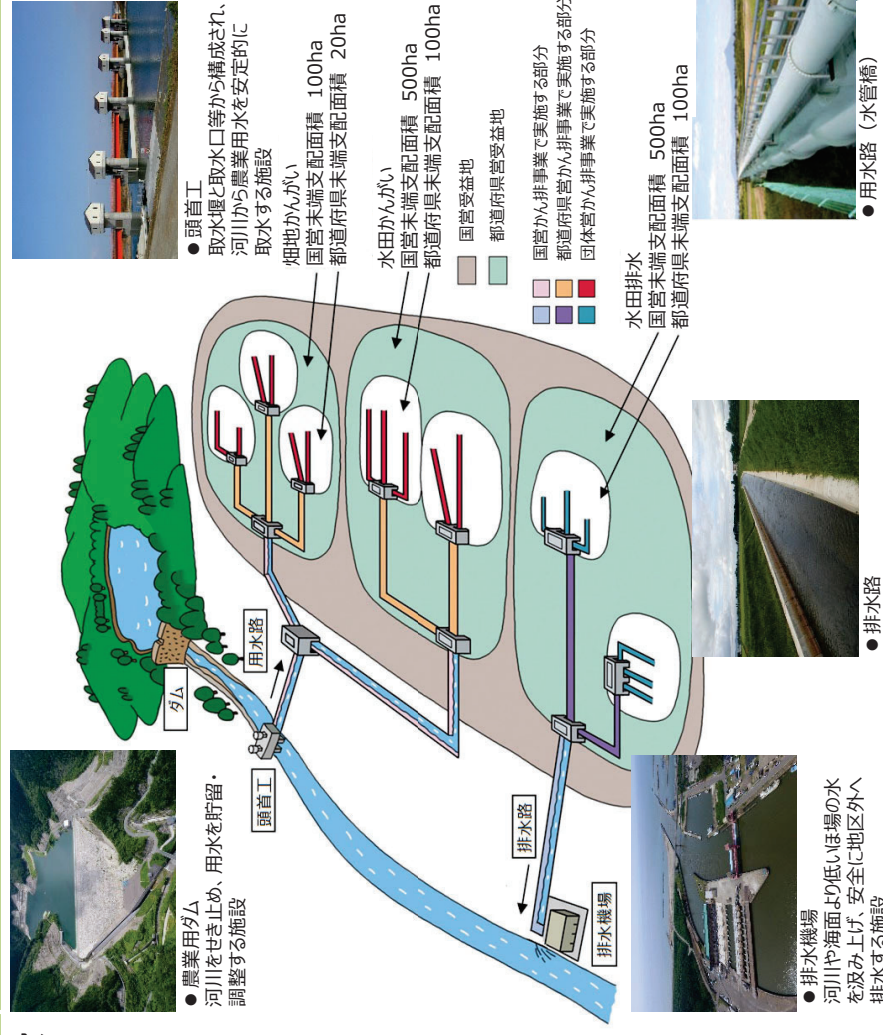
【実施要件】受益面積500ha以上 等

※ 下線部は拡充内容

<事業実施主体>

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・福島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

<事業イメージ>

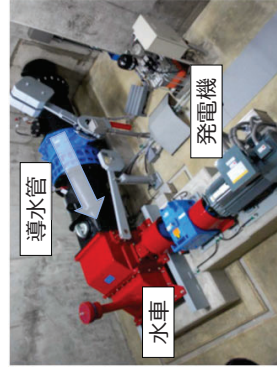


【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-6744-2206）

国営かんがい排水事業（拡充） ～低炭素型の農業水利システムへの移行を推進～

- 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、農業水利施設の省エネ化・再エネ利用をより一層推進する必要。
- このため、小水力等発電施設の導入や省エネルギー化に資する高効率設備への更新等の取組を強化し、低炭素型の農業水利システムへの移行を加速。

小水力等発電施設の導入



農業水利施設の省エネルギー化

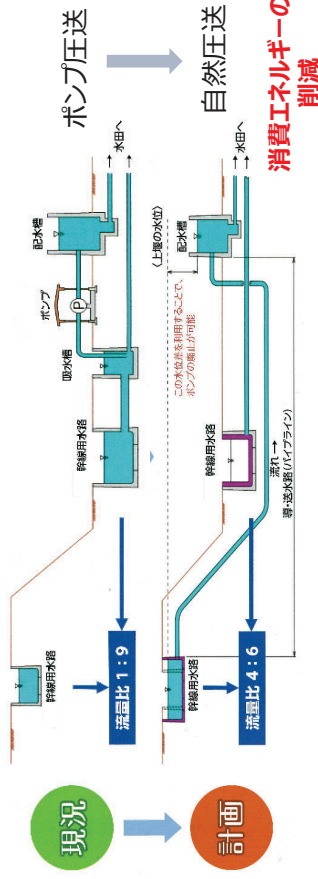
高効率設備への更新

○ポンプの高効率化



更新後の施設

用排水計画・施設計画の見直し



水管理システムの高度化による巡視の削減

- 省エネ化のための機器導入
 - ・インバータ制御の導入
(モーターの回転速度を制御し
使用電力を削減)
 - ・進相コンデンサの導入
(モーター使用時等の無効電力
を減らし使用電力を削減)



スマートフォンによる遠隔監視

実施要件（国営低炭素農業水利システム構築事業）

- (1) 受益面積 500ha以上（畑については100ha以上）
- (2) 省エネ化・再エネ利用に係る計画を策定すること
- (3) 総事業費 2,000万円以上
- (4) 末端支配面積 100ha以上まで実施可能（畑については末端支配面積 20ha以上まで実施可能）

国費率

一般施設：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%等
基幹施設：農林水産省 70%、北海道・離島 85%、沖縄・奄美 90%等

※ 基幹施設（国費率70%等）を整備する際に、当該基幹施設の維持管理費軽減のための発電施設を合わせて整備する場合は、その施設については基幹施設と一体のものとして区分する。

事業実施主体

国

国営かんがい排水事業・水利施設整備事業（拡充）

～流域治水対策事業（型）の創設～

○ 令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、防災・減災、国土強靱化への対応として「流域治水」が規定。河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として進めることが必要とされ、一級水系及び二級水系において「流域治水プロジェクト」を策定。

○ このため、国営流域治水対策事業及び水利施設整備事業（流域治水対策型）を創設し、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設の整備を可能とすることで、流域治水の取組をより一層推進。
（これに伴い、国営洪水調節機能強化事業及び水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）は廃止。）

農業用ダムの活用

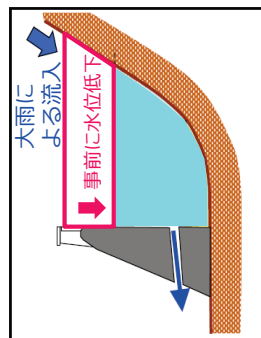
○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

（各地区の状況に応じて、放水水を地区内の調整池等に貯留）

【施設の整備等】

○ 施設改修、堆砂対策等



排水施設等の活用

○ 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の氾水も防止・軽減。



【施設の整備等】

○ 老朽施設改修、ポンプ増設、水管理システムの整備等

水田の活用（田んぼダム）※国営事業では対象外

○ 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって洪水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

○ 「田んぼダム」の取組促進

ため池の活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。

○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

○ 堤体補強、洪水吐き改修等

国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策・豪雨災害対策の拡充

～重要構造物に隣接する農業水利施設の一体的な整備～

○ 基幹的農業水利施設の多くは、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行。

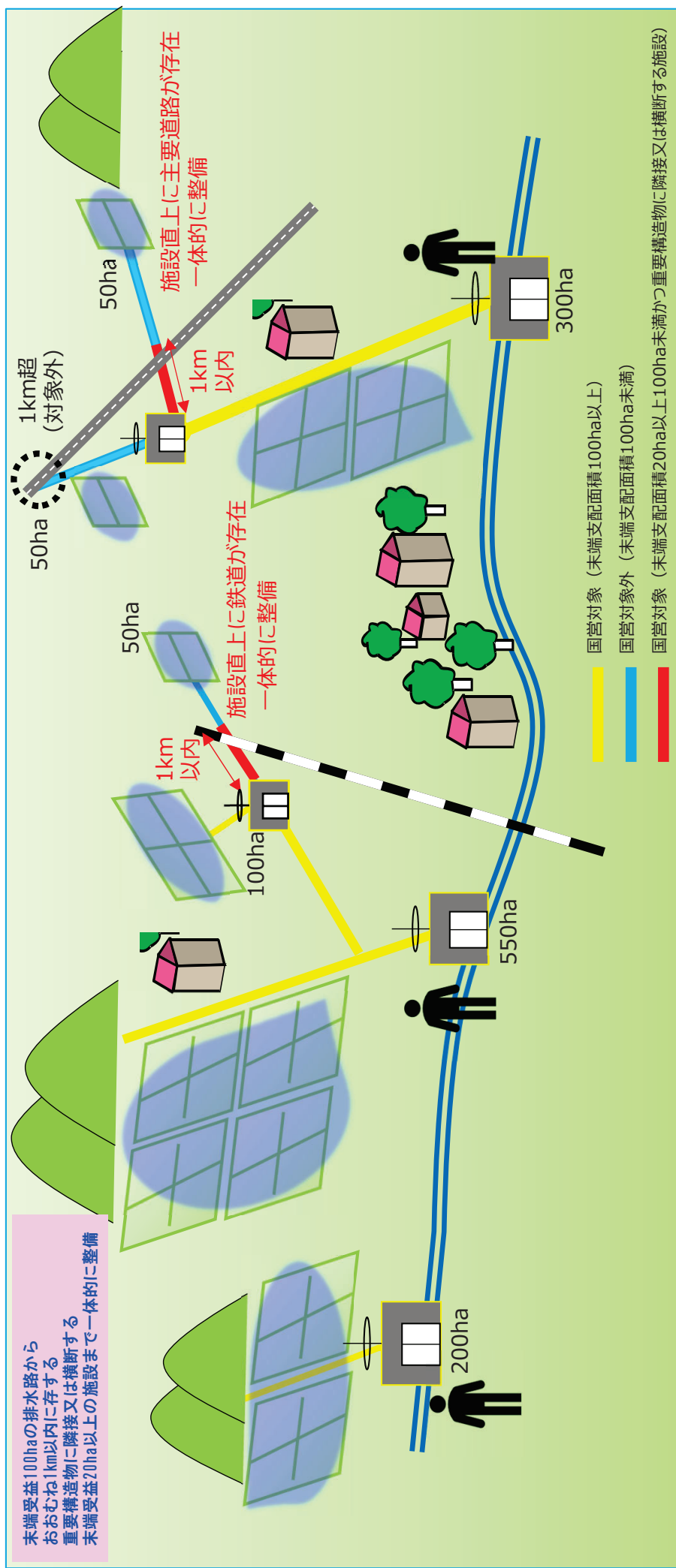
○ 施設の老朽化や頻発化・激甚化する自然災害の影響により、突発事故や湛水被害のリスクが増大。

○ 特に、主要道路や鉄道等に隣接又はこれらを横断する施設については、自然災害や突発事故の発生により損壊、機能停止等が発生した際に、人命・財産等に甚大な被害が生じるおそれがある。

○ このため、既存の「地域防災対策」及び「豪雨災害対策」において、①国営事業で整備する施設の末端（100ha以上）からおおむね1km以内に存する施設であり、②施設の損壊、機能停止等が発生した場合に人命・財産等に甚大な被害が生じるおそれがある施設で、③国営事業で一体的に整備施工する方が経済的かつ効率的である場合には、末端支配面積が20ha以上の施設であれば、国営事業で一体的に整備を可能とし、災害時のリスクを軽減する。

※ 末端支配面積が20ha以上100ha未満の施設の整備に係る国費率については50%等（補助事業と同じ）とする。

末端受益100haの排水路から
おおむね1km以内に存する
重要構造物に隣接又は横断する
末端受益20ha以上の施設まで一体的に整備



国営農用地再編整備事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 38,957 (39,604) 百万円】
【令和6年度補正予算額 24,237百万円】

＜対策のポイント＞

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・基幹事業：区画整理、開畑、農地保全 ・併せ行う事業：農業用排水施設
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

3. 国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

4. 国営農地再編整備事業（草地整備型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

5. 国営農地再編整備事業（耕畜連携促進型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】 畑作・牧草等の混在地域において、次世代農業促進型と草地整備型のそれぞれの要件を満たすこと 等

※ 総事業費の10%に相当する額の範囲内で、整備に係る行政コストが縮減されること等の要件を満たした場合、延長に関わらず農道単独整備が可能。

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75% 等）

※ 下線部は拡充内容

事業実施前



小区画で不整形な農地

事業実施後



農地の大区画化、耕作放棄地発生防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施



農地の大区画化、排水改良

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。



農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターンの整備



排水路（埋設管）用水路（埋設管）
営農作業上の障害を除去する用排水路の管路化

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

国営農地再編整備事業（拡充）

～食料安全保障の強化に対応するために「耕畜連携促進型」を創設～

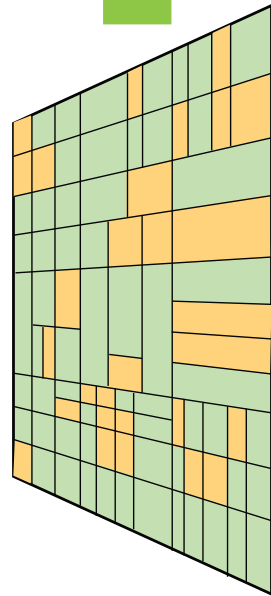
現状

- 今般成立した、食料・農業・農村基本法改正法において、基本理念として食料安全保障の確保が位置づけられたところ。将来的に国内の人口減少に伴い農業者は減少していく見通しの中、食料安全保障の強化に向けては、スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備を行い、農業の持続的な発展を図る必要がある。
- また、畜産農家が給与する飼料や飼料生産のために用いる肥料は海外依存度が高く、食料安全保障の観点から輸入飼料・肥料への依存を減らし、国産飼料を安定的に生産・共有する体制の確立が急務となっている。
- そこで、酪農、畑作等の混在地域において、国が主体となり、耕種農家と畜産農家が耕畜連携を通じて輸入に過度に依存しない食料生産体制構築へ転換を図るための基盤整備を進めていく必要がある。

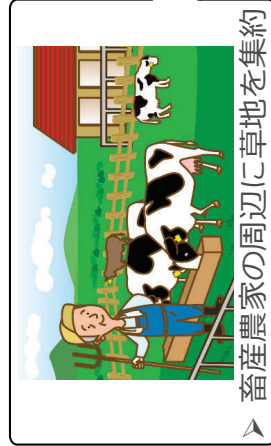
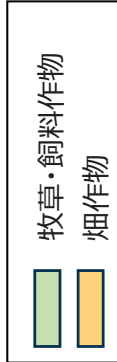
事業内容

畑作・牧草等の混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携の取組を合わせて実現する耕畜連携促進型を創設することで、地区内の分散錯圃を効率的に解消しつつ、耕種農家の所得向上及び国産飼料の安定生産やたい肥利活用による肥料コスト削減を図る。

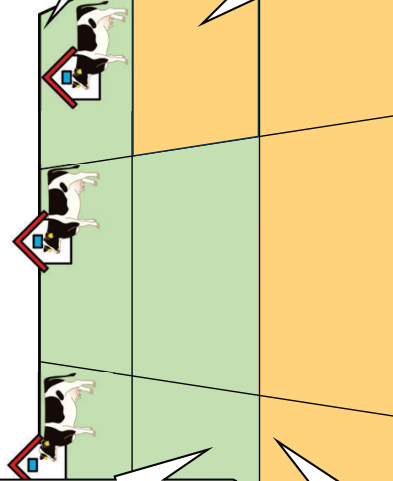
- 狭小な農地、分散錯圃
- 受益地内で畑作物・牧草の作付が混在



整備前



➢ 畜産農家の周辺に草地を集約



整備後
(イメージ)



➢ 高収益作物、スマート技術の導入による生産性向上



➢ 耕畜連携の取組



➢ 輪作体系の中に飼料作物を組み込み、飼料自給率向上

実施要件

- ・受益地のうち、水稻・畑作物の生産を主とする範囲では次世代農業促進型、牧草・飼料作物の生産を主として対象とする範囲では草地整備型の採択要件をそれぞれ満たすこと。
- ・耕畜連携に関する目標を定めた畜産クラスター計画が策定されており、その目標達成が確実と見込まれること。
- ・次世代農業農村振興計画において飼料作物の作付けを位置づけていること。

事業主体・国費率

- ・事業実施主体：国
- ・国費率：農林水産省 2 / 3
北海道 75% 等

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。（豪雨災害対策の整備水準に係る規定を見直します。）

3. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策（耐震化と一体不可分な範囲で行う補修又は更新を含む）を推進します。

4. 防災重点農業用ため池の防災工事〔令和12年度まで〕

ため池工事特措法の期間内における防災重点農業用ため池の防災工事を加速化するため、決壊した場合の影響が大い防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策及び劣化対策を行います。
 （対象地域を「過去に国営土地改良事業を実施した地域」に限定する要件を廃止します。）

【実施要件】

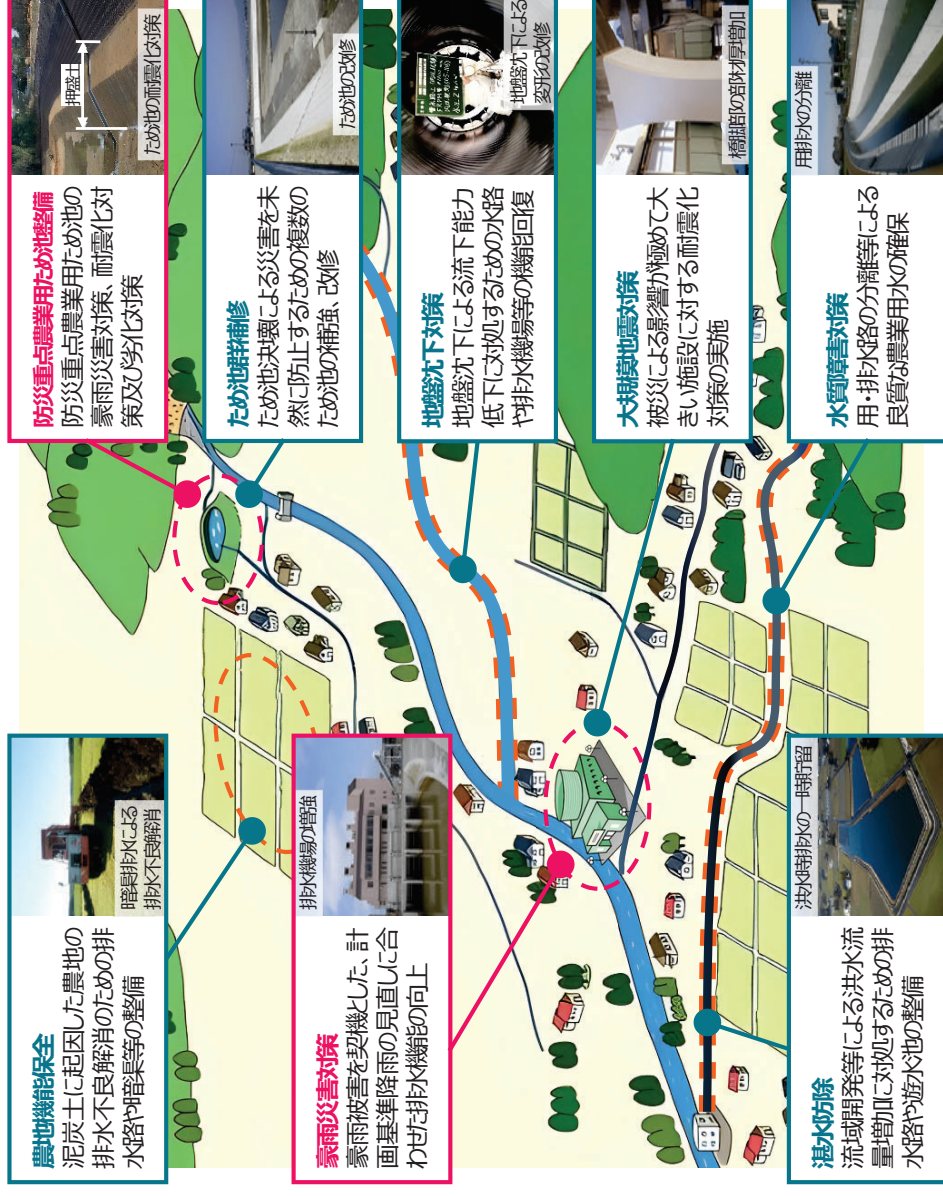
- | | |
|--------|--|
| 1～3の事業 | 受益面積3,000ha以上、
末端支配面積300ha（畑については100ha）以上 |
| 4の事業 | 受益面積300ha以上、貯水量5,000m ³ 以上 |

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75%）

※下線部は拡充事項

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事を集中的かつ計画的に推進しているところ。
- 防災重点農業用ため池の防災工事を加速化させるため、国営総合農地防災事業「防災重点農業用ため池緊急整備型」の実施要件を見直し。

1 背景

- ため池の決壊は国民の生命及び財産に甚大な被害を及ぼすおそれ。
- ため池の劣化状況評価や豪雨・地震耐性評価の結果、防災工事が必要なため池の箇所数が増大しており、特措法期間内におけるため池整備を一層加速化させる必要。
- 補助事業のみならず、国営事業においてもため池の防災工事を促進する必要がある。一方、現行の「防災重点農業用ため池緊急整備型」の実施要件に課題。

＜ため池の決壊（令和4年8月豪雨）＞



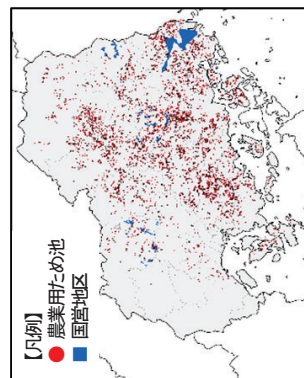
【現行の実施要件】

- ① 過去に国営事業を実施した地域
- ② 末端支配面積20ha以上のため池
- ③ 豪雨又は地震による決壊等を防止する対策

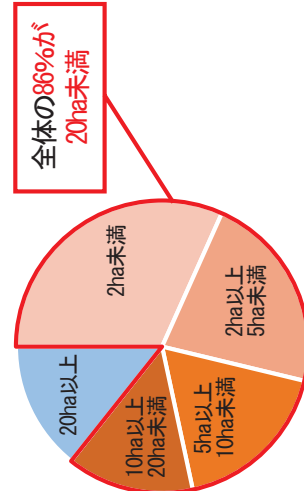
【課題】

- ① 過去に国営事業を実施した地域以外にもため池が多数存在
- ② 防災重点農業用ため池の約9割は末端支配面積が20ha未満
- ③ 豪雨・地震のみならず、劣化が進行しているため池も緊急的な防災工事が必要

＜ため池及び国営地区の分布（広島県）＞



＜防重ため池の末端支配面積毎の割合＞

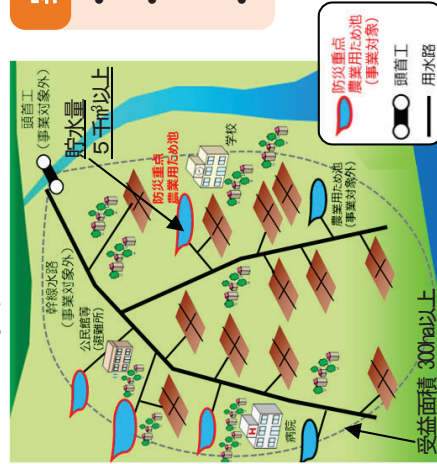


2 拡充内容

（防災重点農業用ため池緊急整備型）

- ① 事業の対象地域を「過去に国営土地改良事業を実施した地域であること」に限定する要件を廃止。
- ② 対象施設を「末端支配面積20ha以上のため池」とする要件に代えて「貯水量5千 m^3 以上のため池」とする施設規模要件を新たに設定。
- ③ 豪雨・地震対策のみならず、劣化対策に係る防災工事も可能である旨を明確化。

＜事業イメージ＞



実施要件

- 受益面積：300ha以上
- 防災受益面積：500ha以上
- 貯水量：5千 m^3 以上

事業実施期間

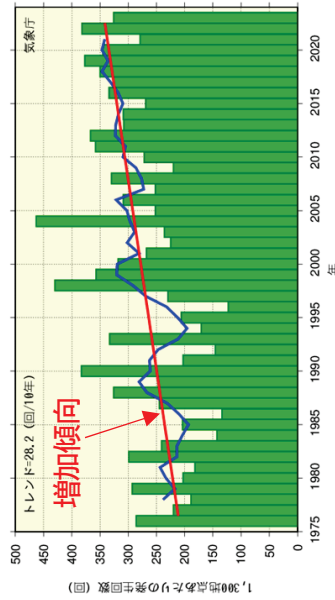
令和7年度～令和12年度申請事業まで（特措法期間内）

- 「食料・農業・農村基本法」の改正を踏まえ、一層頻発化・激甚化する豪雨災害への対応として、『土地改良事業計画設計基準計画「排水」』（以下「排水計画基準」という。）について、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和6年度中に排水計画基準の見直しを検討。
- この見直しの検討に併せて、国営総合農地防災事業「豪雨災害対策型」における整備水準の規定を見直し、気候変動に対応した豪雨対策を実施。

1 背景

- 短時間強雨の発生回数が増加傾向。将来的に洪水リスクの増加が懸念。

＜全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数＞



- 豪雨災害の一層の頻発化・激甚化を踏まえ、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和6年度中に排水計画基準の見直しを検討。「豪雨災害対策型」における整備水準の規定についても、排水計画基準と整合させる必要。

＜食料安定供給・農林水産業基盤強化本部における議論＞

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和5年6月2日本部決定）

現行の基本法では、農業生産の基盤の整備については、生産性の向上を促進するために行う旨が規定されているが、①気候変動の影響に伴う災害の頻発化・激甚化が顕著となる中、災害の防止や軽減を図るためにも行う旨や、②（略）も位置付け、必要な事業や仕組みの見直し等を行う。

「新たな展開方向に基づく具体的な施策の内容」（令和5年12月27日本部決定）

気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和6年度中に排水に係る基準等の見直しを検討する。

2 拡充内容（豪雨災害対策型）

排水計画基準の見直しの検討に併せて、豪雨災害対策型の整備水準に係る規定を見直し。

現行規定：最大で30年に1回の降雨規模に対応する整備水準

見直し後：排水計画基準に基づき決定した降雨規模に対応する整備水準

排水計画基準では、将来予測に基づく計画策定手法を定め、また、湛水防除を目的とする場合、30年に1回程度の降雨規模から検討することを可能とし、市街地、公共施設等の湛水状況によっては更に大きな降雨規模にも対応できる旨を定める方向で検討中。

※ 国営かんがい排水事業と一体的に行う豪雨災害対策においても同様に見直し。

実施要件

- ・ 受益面積：3,000ha以上（北海道については1,000ha以上）
- ・ 総事業費：100億円以上
- ・ 末端支配面積：300ha以上（畑については100ha以上）
- ・ 過去10年間に豪雨による農地、農作物及び農業用施設に關する被害額が当該地域の農業所得額の10%を超過した地域。

防災情報ネットワーク事業<公共>

【令和7年度予算概算決定額 1,169 (1,169) 百万円】
(令和6年度補正予算額 414百万円)

※この他にデジタル庁計上の非公共予算 (令和7年度予算概算決定額13,587百万円の内数、令和6年度補正予算額5,754百万円の内数) がある

<対策のポイント>

迅速かつ的確な防災情報の収集、災害対応等を行うため、**国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備**と**ため池防災支援システムの保守運用**を行うとともに、非常時対策として必要な**災害応急用ポンプ等の整備**を行います。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備等
国営造成土地改良施設の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備の整備、保守運用を行います。
2. ため池防災支援システムの保守運用
国、県、市町村、ため池管理者等の関係者が、災害時にため池の被災情報を迅速に共有し、国による的確な支援や緊急時の効率的な点検の実施等に必要な「ため池防災支援システム」の保守運用を行います。

3. 非常時対策

国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等の運搬、運転、点検、整備、保守を実施します。

<事業実施主体>

国 (国費率：10/10)

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1, 2の事業) 農村振興局防災課 (03-6744-2210)
(3の事業) 設計課 (03-3502-6094)

直轄地すべり対策事業<公共>

【令和7年度予算概算決定額 720（720）百万円】

<対策のポイント>

農地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の安全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の地すべり防止工事を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、土留工、侵食防止工等の地すべり防止工事を実施します。

【実施要件】

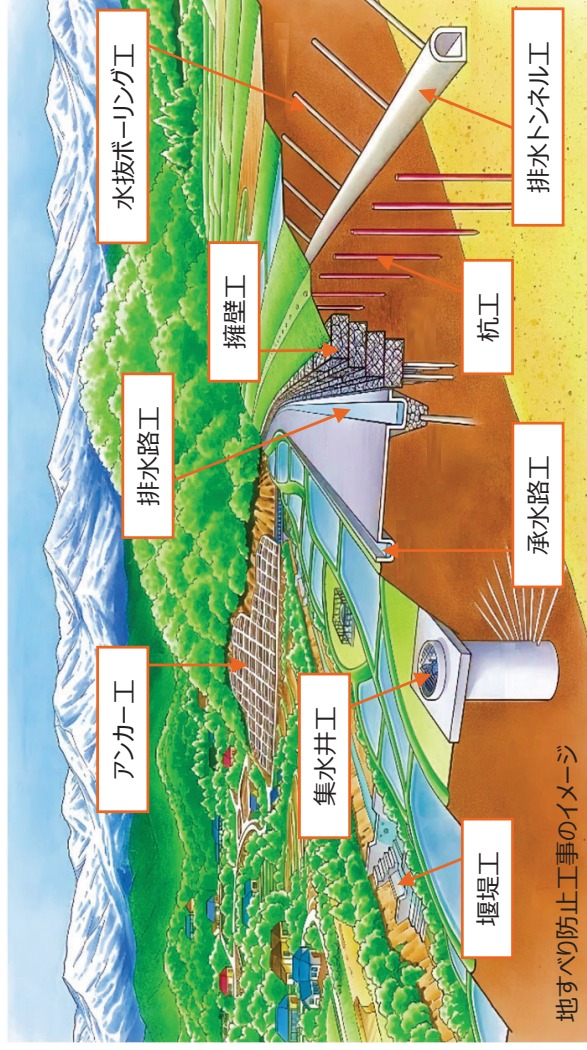
- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がずべる現象のこと。

<事業実施主体>

国（国費率：2/3）

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-3502-6430）

水資源開発事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 8,500（8,500）百万円】
（令和6年度補正予算額 1,689百万円）

＜対策のポイント＞

利根川・荒川等の水資源開発水系において、農業用水の確保・安定供給を図るため、農業水利施設の整備・管理を支援します。

＜事業目標＞

機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

食料安全保障の確保、農業の持続的発展等に必要な農業用水の安定的な供給のため、水資源開発水系において、水資源開発基本計画に基づく以下の事業を実施します。

1 水資源機構かんがい排水事業

水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築を行います。また、不測の事態に対する施設の機能保全対策、改築と一体的に実施する耐震対策、治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行います。

2 農地防災事業

自然的・社会的状況の変化に対し災害の未然防止等を図るため、水資源の開発又は利用のための施設の耐震化、地盤沈下等への対策を行います。

3 水資源機構かんがい排水事業造成施設管理

水資源機構が造成した施設等のうち、基幹的施設の運転操作、施設の機能診断等、施設の適正な管理を行います。

4 事業計画等検討調査

地域の農業構造や営農形態等の変化を踏まえた事業実施計画を作成するための調査を実施します。

＜事業の流れ＞

2/3等



独立行政法人
水資源機構

国

＜事業イメージ＞

○施設の改築



管水路における漏水事故 PC管の劣化



管水路の改築（イメージ）

○施設の適正な管理



監視・操作



管水路の機能診断

農業競争力強化基盤整備事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 98,840百万円)

＜対策のポイント＞

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進します。

＜政策目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の全体像＞

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

＜事業の流れ＞



農業競争力強化を図るための基盤整備

農地の整備		農業水利施設の整備	
 水稲 タマネギ	 圃場の大区画化	 頭首工の改修	 水路のパイプライン化
 畦畔除去による 区画拡大	 畑地の区画整理及び かんがい施設の整備	 ゲートの自動化	 小水力発電施設の設置

【お問い合わせ先】（1、2の事業） 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）
 （3、4の事業） 水資源課（03-3502-6246）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

3. 草地畜産基盤整備事業

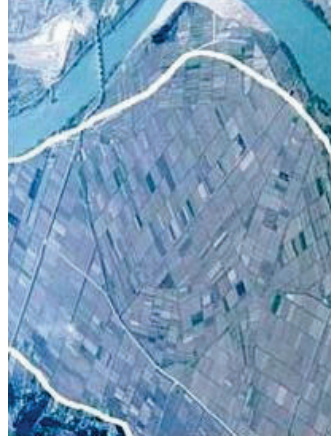
草地に立脚した畜産経営の展開に必要となる草地の基盤整備等を実施

4. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

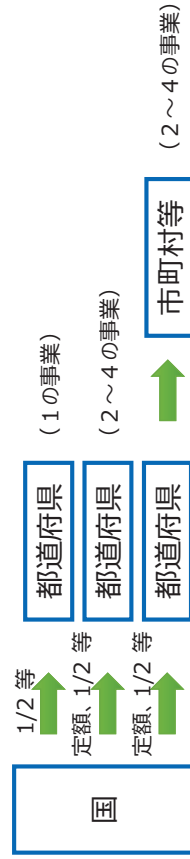


（事業前）小規模で不整形な農地



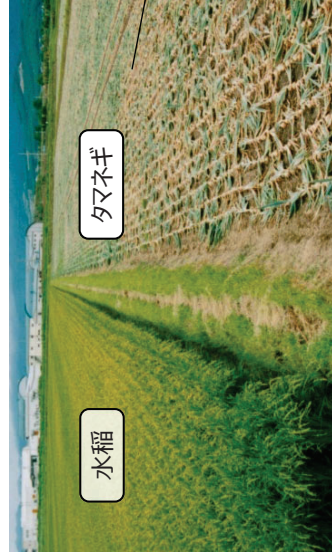
（事業後）大区画化・整形した農地

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1、2、4の事業）農村振興局農地資源課（03-6744-2208）
（3の事業）畜産局飼料課（03-6744-2399）



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、高収益作物への転換等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、
農業用排水施設整備 等
 附帯事業：農地集積促進事業 等
 【限度額：事業費の12.5%】

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、スマート農業に取り組み地区は最大4年
 ※ 水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、スマート農業に取り組み地区、大区画化や畦畔拡張、水路の管路化等の保全管理の省力化整備計画を策定する地区の場合、定額助成（令和7年度採択分まで）（省力化整備地区は令和12年度採択分まで）
 ※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

※ 下線部は拡充内容

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

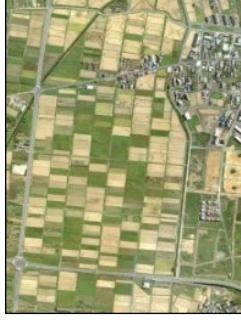
農地集積促進事業（促進費）

事業実施後の農地の集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%～12.5%を交付

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
 ・助成割合

集積率	助成割合	集約化加算
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）

※ 集約化加算：担い手に集積する農地の80%以上を集約化（面的集積）する場合
 ※ 国費負担割合は50%等



＜整備前＞



＜整備後＞

大区画化による農作業効率の向上



暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上） 等
 ※地域計画の策定を要件化（令和7年度申請分以降）

補助率：50% 等

草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備**を実施。

1. 事業内容

① 土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

- ・道営草地整備事業
事業実施主体：北海道
採択要件：受益面積500ha以上 等
- ・公共牧場整備事業
事業実施主体：都道府県
採択要件：受益面積60ha以上 等

② 草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

- 事業実施主体：都道府県、事業指定法人
- ・飼料基盤集積整備事業
採択要件：受益面積200ha以上 等
- ・再編整備事業
採択要件：受益面積30ha以上 等

③ 地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

- 事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会
- 採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者 2 者以上 等

地域計画の策定を要件化 (①～③の事業共通、令和7年度申請分以降)

③の事業で申請書を簡素化

※ 下線部は拡充

2. 主な工種

暗渠排水、起伏・勾配修正、草地の区画整理 等

飼料生産の基盤整備



補助率：50% 等

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、**農業者の自力施工**を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構**とも連携しつつ、「**田んぼダム**」の取組や病害虫対策等を含め、**地域の実情**に応じた農地のきめ細かな整備を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

・基盤整備
暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

・調査調整
権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整

・指導
指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等

・補助率：50%等

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、
農業協同組合、農地中間管理機構等

②自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

主な事業種類	条件	助成単価※ 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	25万円/10a (42万円/10a)	() は水路変更（管 水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	6万円/10a (22万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万5千円/100m	
暗渠排水	バックホウ	19万円/10a	助成単価の加算 ○ 地下かんがい導入 + 3万円/10a ○ 実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	12万円/10a	
	掘削同時埋設	10万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	20万5千円/100m	
末端 畑かん施設		18万5千円/10a (29万円/10a)	() は樹園地の場合
客土	層厚10cm以上	26万円/10a	
除礫	深度30cm以上	23万5千円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価を2割加算

農地中間管理機構関連農地整備事業＜公共＞【令和７年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数)

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあることから、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を削減する地区の割合（10割【令和7年度まで】）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備**
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
- 2 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編**
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
- 3 流域治水対策の推進**
 - ① 農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
 - ② 田んぼダムに取り組み地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備します。
 - ③ 流域治水プロジェクトに位置付けられた農業水利施設を整備します。
- 4 脱炭素化の推進**
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して脱炭素化を推進します。
【附帯事業】 省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費を交付
- 5 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立**
 - ① 担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
 - ② 作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
 - ③ 転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。

【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費を交付

6 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備

ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。

7 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等

水利利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施します。

<事業の流れ>1/2、定額等

【実施要件】 受益面積200ha以上 等

※ 5 ①において地域計画の策定を要件化

(令和7年度申請分以降)

※ 下線部は拡充内容



畑地帯総合整備事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 67,763 (67,795) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 98,840百万円の内数)

＜対策のポイント＞

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

- 1 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
 畑地帯における畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの

〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費を交付
 高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付

【実施要件】 受益面積20ha（畑地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
 （樹園地については受益面積5ha以上※（0.5ha以上の団地の合計））等

※ 優良品種・品目の導入に取り組み場合

- 2 水田地帯における畑作物・園芸作物の導入、定着に向けた汎用化・畑地化のための整備

パイプライン化や排水改良等による水田の汎用化・畑地化等の基盤整備を実施するもの

【附帯事業】

高収益作物の導入面積割合に応じた促進費を交付 等

【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等10ha）以上

（事業実施区域の5割以上で畑作物・園芸作物を作付けする場合は5ha以上） 等

- 3 実施計画策定事業

事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等

＜事業の流れ＞



※ 1のうち担い手育成対策において
 地域計画の策定を要件化
 （令和7年度申請分以降）

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

農村地域防災減災事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 38,086 (38,101) 百万円】
（令和6年度補正予算額 42,524百万円）

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

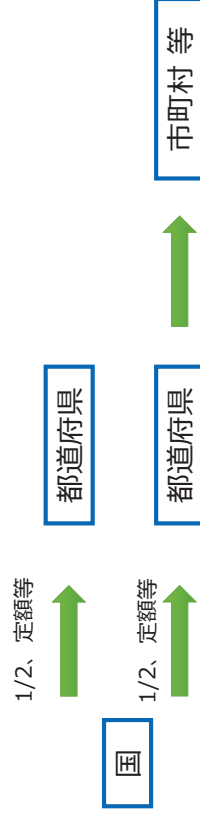
1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- ・ 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

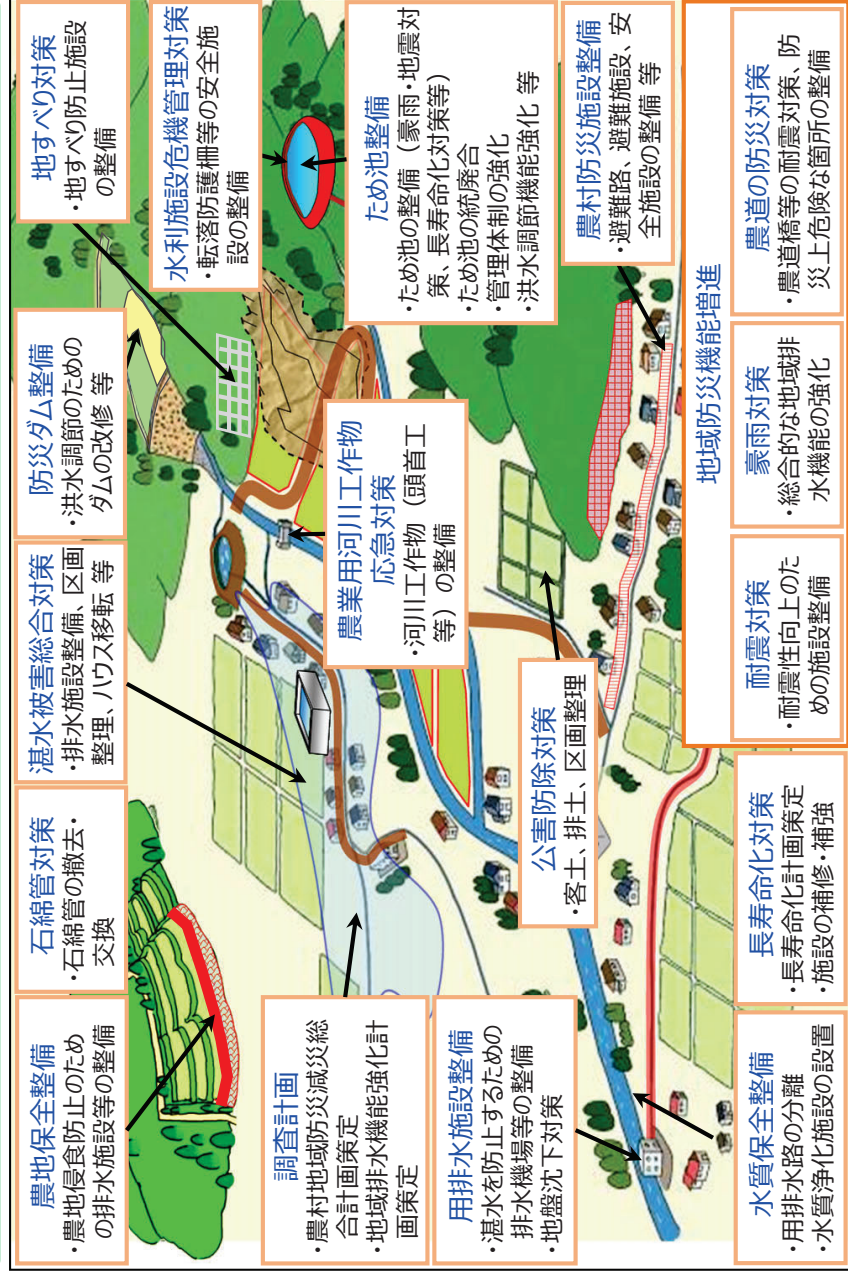
- ・ 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・ 地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策事業）において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能に
- ・ 農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能であることを明確化

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

頻発化・激甚化する豪雨災害への対策強化 ～農村地域防災減災事業の拡充～

○ 頻発化・激甚化する豪雨災害への対策を強化すべく、農業水利施設の浸水対策や治水上支障が生じるおそれがある頭首工の撤去等を機動的に実施。

地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策）

現状・課題

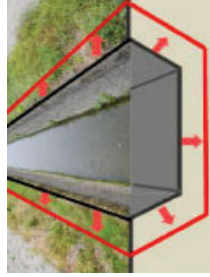
- 近年、排水機場等が被災して、その機能を喪失することにより、周辺の農地や住宅等に甚大な被害が発生。
- 過去に整備された排水機場等において浸水対策等が講じられておらず、被害が生じるおそれのあるものが数多く存在。
- このため、豪雨災害への対策を強化するための施設整備が急務。

今後の対応

- 地域防災機能増進事業（土地改良施設豪雨対策）において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能とする。



排水機場等の耐水化



既存水路の拡幅



放水路の整備

実施要件等

- ・実施要件：総事業費800万円以上、又は防災受益30ha（畑に係るものにあつては20ha）以上
- ・事業主体：都道府県、市町村
- ・補助率：50%等

農業用河川工作物等応急対策事業

現状・課題

- 頭首工等の構造が不適當又は不十分なため、治水上支障が生じるおそれがあるものについては、洪水等からの安全を確保するため、速やかに対策を講じる必要がある。
- 受益面積の減少等により、頭首工等を改修するよりも、頭首工等を撤去して代替水源を整備したほうが、経済的に有利な場合もある。

今後の対応

- 農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能なることを明確化する。



老朽化によりゲート操作ができなくなり
治水上支障がある頭首工の撤去



代替水源（井戸）の整備

実施要件等

- ・実施要件：総事業費800万円以上
- ・事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等
- ・補助率：50%等

防災重点農業用ため池緊急整備事業＜公共＞【令和7年度予算概算決定額 38,086 (38,101) 百万円の内数】 (令和6年度補正予算額 42,524百万円の内数)

＜対策のポイント＞

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

＜事業の内容＞

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間** (令和13年3月まで) における以下の対策を支援します。

1. ハード対策 (補助率: 1/2等)

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等 (総事業費 4千万円以上)
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「**緊急性が高いもの**※」については補助率55%で支援

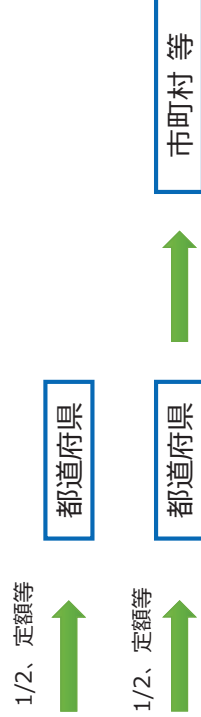
〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①と併せ行う堆砂対策 (堆砂率がおおむね10%以上のもの、**洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等**)

2. ソフト対策 (定額)

ため池の**劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



堤体の補強及び法面保護による浸食防止



ため池の洪水吐きの改修 (洪水流下能力の増加)



堤体からの漏水量計測

ボーリングによる土質調査

洪水吐きの構造を調査

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

中山間地域農業農村総合整備事業〈公共〉

【令和7年度予算概算決定額 3,990(4,534)百万円】
 (令和6年度補正予算額 2,119百万円)

＜対策のポイント＞

中山間地域の特徴を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

＜事業目標＞

中山間地域の特徴を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

＜事業の内容＞

1. 農業生産基盤整備

- ・ 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・ 国土保全のための農用地保全施設
- ・ 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

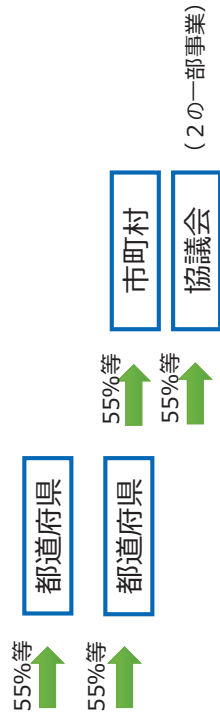
- ・ 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・ 高収益作物の導入に必要な農業施設
- ・ 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

【実施要件】

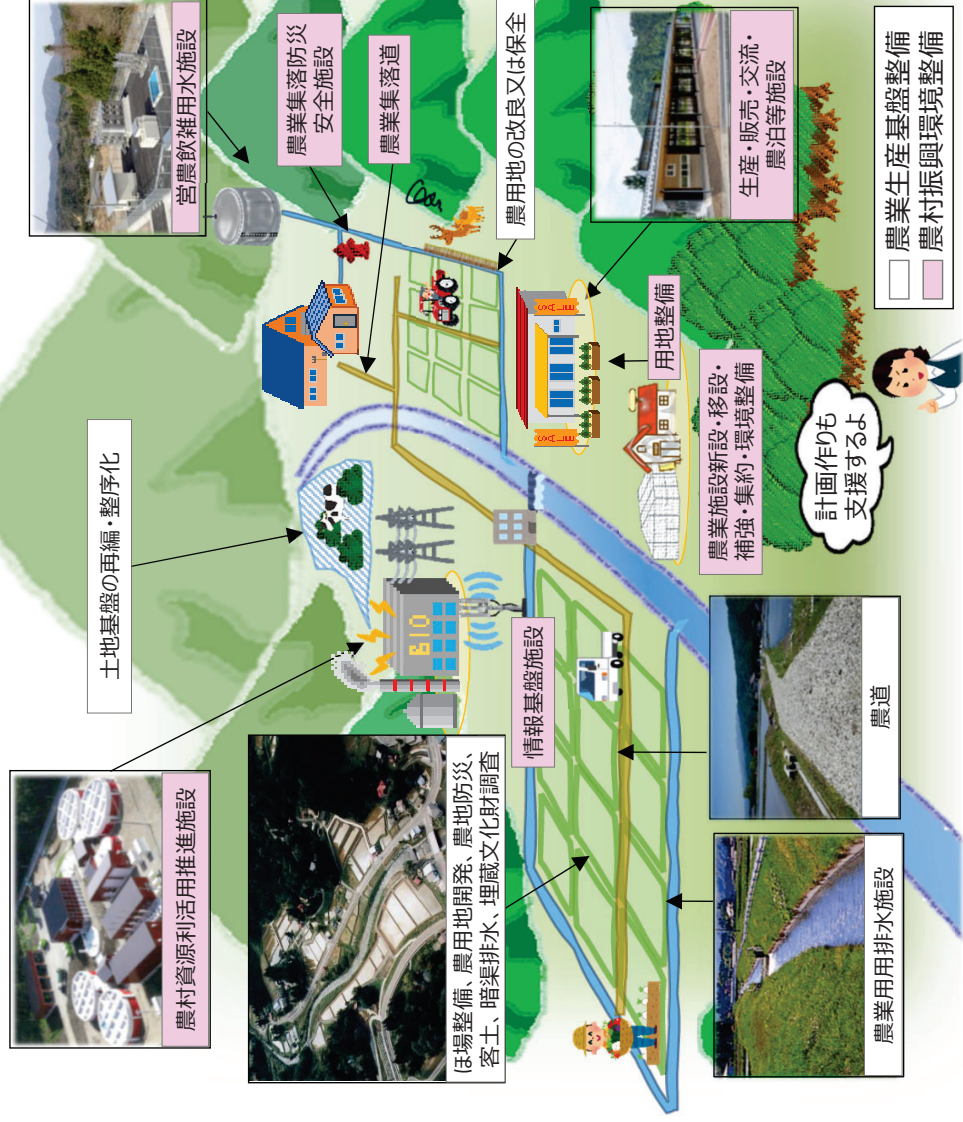
- ・ 農産物の高付加価値等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組み地域
- ・ 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- ・ 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上）
- ・ 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

農村整備事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 6,535 (6,866) 百万円】
（令和6年度補正予算額 2,321百万円）

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

＜事業目標＞

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

＜事業の内容＞

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

（施設計画策定事業において、新たに大規模災害を想定した初動体制整備及び施設再編・集約に関する方針を維持管理適正化計画で策定することとを支援します。）

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

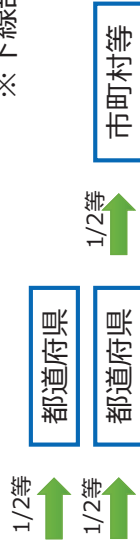
4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

＜事業の流れ＞



※ 下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



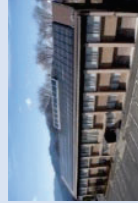
農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



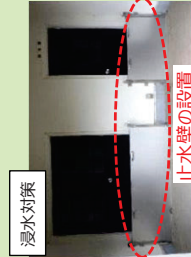
地域資源利活用施設
（太陽光発電施設）



集落防災安全施設
（土砂崩壊防止施設）

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新対策、撤去等



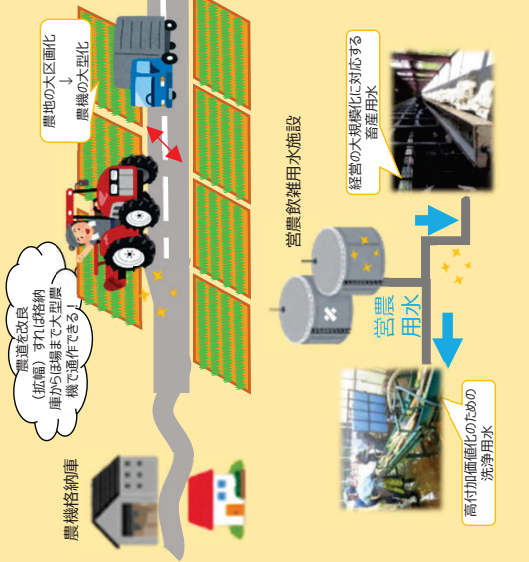
浸水対策



非常用電源の設置

農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）

農村整備事業（計画策定等事業）の拡充

- 農業集落排水施設における大規模災害からの復旧・復興に際して、特に人口減少が著しく、集落が大幅に縮小した地域においては、原形復旧を行うよりも、規模の縮小又は廃止をした方が、維持管理の面で地域の負担が軽減するケースが増加することが予想される。また、大規模災害時の初動体制についても、限られた市町村職員のみでの対応が難しくなり、全国からの支援者を受け入れる体制を事前に検討することが求められている。
- 復旧・復興に際し、農業集落排水施設の規模縮小又は廃止を行うためには一定の期間を要する。また、大規模災害が発生してからは、多くの住民が被災し、避難しているため、復旧にあたっての合意形成を行うことは困難。
- 大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針の検討を必須とすることで、平時からの地域住民の間での話し合いを促し、今後発生することが予想される風水害を含む大規模災害において、農業集落排水施設に係る初動体制の整備及び地域の規模・実情にに応じた復旧・復興を効率的に行うことができるよう支援。

施設計画策定事業

目的・ポイント

維持管理のコストや負担の軽減
 (①再編・集約、②規模・処理方式の適正化、③省エネ技術、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針、⑤その他)

維持管理費や最適化された保全対策費を更に軽減し、持続的な公営企業経営を実現

維持管理を含む施設現況調査結果を基に①施設の再編・集約、②施設規模又は汚水処理方式の適正化、③省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針をとりまとめたもの

留意事項

- ・①～④の全てを検討
- ・検討の省略要件を設定
 例) -経費回収率（維持管理費）が100%以上、自治体がとりまとめた防災計画等に農業集落排水施設が位置付けられている等
- ・ハード実施の要件となっているが、経過措置を設定。
 ・既に①～③まで作成している場合は、別途④のみ作成できる。

平時から大規模災害を想定した応急時等の初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針を検討



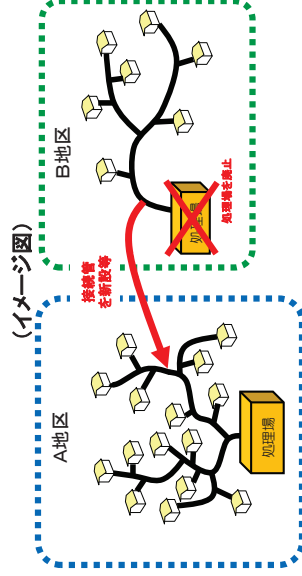
施設計画策定に当たり、平時から大規模災害を想定して、農業集落排水施設に係る大規模災害時の初動体制の整備及び地域の規模・実情に応じた復旧・復興等が行えるよう大規模災害時の初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針を検討必須項目とし、策定を支援。



大規模災害時の対応

■地域の規模・実情に応じた復旧

平時から、話し合いにより策定した再編・集約方針に沿って、地域の規模・実情に応じた復旧・復興に早期に着手できる。



■初動体制の整備

被災市町村の担当職員は、人命救助・確保、避難所運営等の生活支援に追われるため、国や県との連絡体制や全国から訪れる支援者に対して、どのような支援を依頼するか等を事前に検討しておくことで、復旧の初動体制を早期に確立できる。

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 6,265 (5,843) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 556百万円)

＜対策のポイント＞

国営土地改良事業により造成された農業水利施設を効率的に活用し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断を始めとするストックマネジメントの取組を推進します。

＜事業目標＞

農業水利施設の戦略的な保全管理

＜事業の内容＞

1 機能保全計画策定事業

国営造成施設の機能診断（耐震診断を含む。）、機能保全計画の策定を行い、診断結果等に基づき施設管理者への指導・助言を行います。

- ① 機能保全計画の策定等
- ② 施設管理者に対する指導・助言

2 技術高度化事業

機能の適切な保全に必要なとなる技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。

- ① 事故等の要因調査
- ② 診断技術の適用と評価
- ③ 対策工法の適用と評価
- ④ リスク評価の実証調査

3 権利設定等事業

国営造成施設の保全に係る権利が取得されていない施設における当該権利の取得等を行います。

- ① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
- ② 区分地上権等の権利の取得等及び登記

4 管理水準向上事業

施設管理者に対する技術的支援等を行い、管理水準の向上を図ります。

- ① 新技術習得のための専門家派遣、研修の実施
- ② 新技術の普及・啓発
- ③ 包括的民間委託の活用可能性に係る調査

＜事業実施主体＞

国（国費率：10/10）

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3591-7073）

＜事業イメージ＞

機能診断（耐震診断を含む）の実施や施設管理者への指導・助言



[水路の鉄筋探査状況]

現地での実践を通じたストックマネジメント技術の高度化



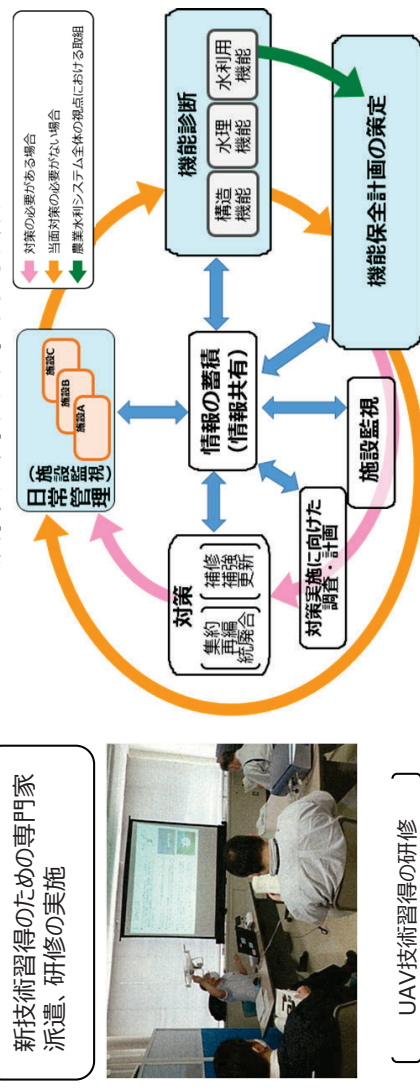
[ポンプ設備を分解することなく、潤滑油採取による診断技術確立]

権利の取得等のための調査及び測量



[土地境界を確認するための立会]

＜ストックマネジメントのサイクル＞



[UAV技術習得の研修]



新技術習得のための専門家派遣、研修の実施

土地改良施設突発事故復旧・防止事業<公共>

【令和7年度予算概算決定額 3,729 (1,642) 百万円】
（令和6年度補正予算額 1,119百万円）

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合に
おいて、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

1 突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策を迅速に実施します。

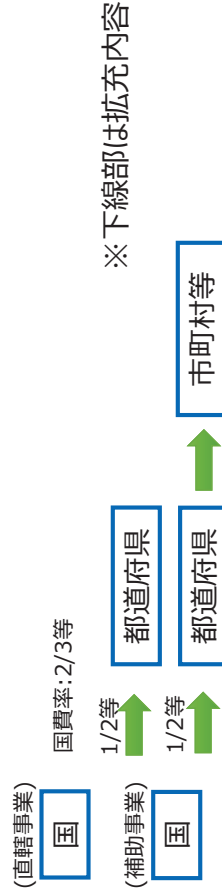
2 事故防止事業

土地改良施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施します。

【実施要件】

- ①直轄事業
 - ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設
 - ・末端支配面積：100ha以上 等
 - ・復旧事業費：2,000万円以上
- ②補助事業
 - ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設
 - ・末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上 等（団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）
 - ・復旧事業費：200万円以上

<事業の流れ>



<事業イメージ>

突発事故への迅速な対応



現地調査(突発事故の確認)

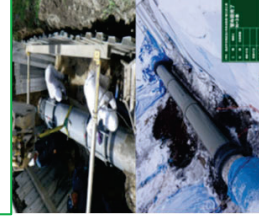


事故の兆候が認められた段階で対応

事故の兆候(漏水)



対策工事



被害を未然防止



＜対策のポイント＞

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、国営土地改良事業で造成したダムの事前放流※の取組効果の検証等により、洪水調節機能の一層の強化を図るとともに、国営土地改良事業で造成された施設に係る河川法第23条の流水占用の許可（以下「水利権」という。）の更新協議に必要な調査、これら施設に設置された小水力発電施設に係る水利権の更新協議及び取得協議に必要な調査等を行います。

＜事業目標＞

安定的な用水供給の確保、流域治水の推進

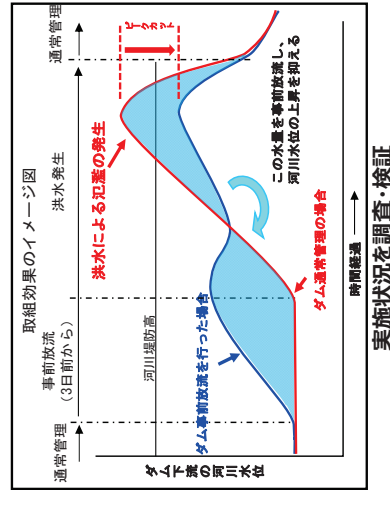
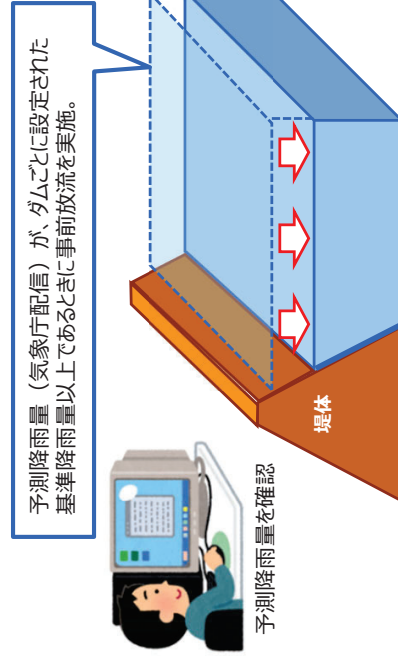
※ 最大3日（72時間）前から、ダムの貯水位を低下させて洪水調節のための容量を確保する取組

＜事業の内容＞

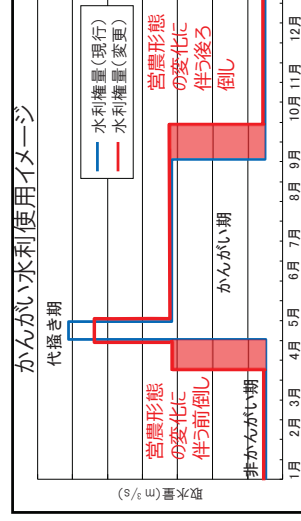
- 1 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る事業**
国営土地改良事業で造成された農業用ダムの事前放流等の取組効果の検証等を行うとともに、必要に応じて運用の見直し等を行い、農業用ダムの洪水調節機能の強化を図ります。
- 2 水利権更新に係る事業**
農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権のうち、水利権の内容に著しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な営農状況、必要水量の調査等を行います。
- 3 小水力発電施設に係る水利権の更新及び取得に係る事業**
農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた小水力発電水利権のうち、許可期限を迎える施設や、新しく水利権を取得する施設について、河川管理者との協議に必要な発電用水量の検討、必要な施設整備の検討に必要な調査等を行います。

＜事業イメージ＞

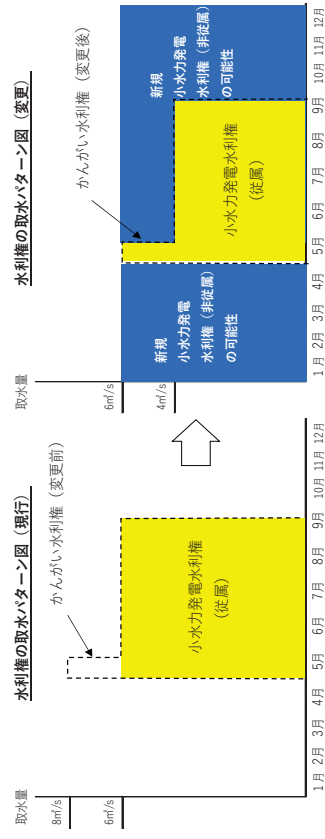
【1 農業用ダムの洪水調節機能に係る調査・検証】



【2 水利権更新に係る必要水量の調査等】



【3 小水力発電水利権の更新・新規取得】



<対策のポイント>

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

国土土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1 一般型 (国庫補助率：30%、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3)

【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること

② 1 施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上※1、畑を受益とするものにあつては300ha以上※2

③ 非農地率がおおむね10%以上 (地盤沈下地帯においては、※1 500ha以上、※2 100ha以上)

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2 特別型 (国庫補助率：1/3、平成 7 年度以前の採択地区は40%)

【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門

【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること

② 1 施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上

③ 非農地率がおおむね20%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

3 包括的民間委託推進型 (国庫補助率：定額)

上記 1 又は 2 の施設における包括的民間委託の取組に対する支援

<事業の流れ>

30～40%、定額



<事業イメージ>

〔対象施設〕



(ダム)



(頭首工)



(排水機場)



(排水樋門)

〔補助対象内容〕



(地区の用水管理)



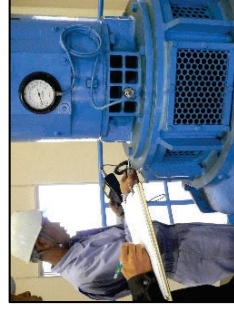
(ポンプの運転)



(ゲートの操作)



(水路の塵芥除去)



(ポンプの点検整備)



(ゲートの塗装)

水利施設管理強化事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 3,375 (2,735) 百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設は、食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与していることから、自然的・社会的・経済的情勢の変化を踏まえて、施設管理者への支援を充実し、施設機能の適切な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 一般型 <国庫補助率：1/2>

【対象施設】管理強化計画に基づき、土地改良区又は市町村が管理する国営・水資源機構営造成施設、附帯営造成施設等

【対象経費】① 多面的機能発揮に対応した費用（維持管理費の0.6/1.6等）
② 施設の整備補修に要する費用

2 連携管理保全型 <国庫補助率：① 1/4、② 1/2>

【対象施設】水土里ビジョンに位置付ける国営・水資源機構営造成施設、附帯営造成施設等

【対象経費】① 施設の維持管理費、② 施設の整備補修に要する費用

3 特別型（1及び2の対象外の施設） <国庫補助率：1/2>

① 流域治水対策

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組み農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設

【対象経費】治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視、農業水利施設による地域排水等の流域治水の取組に要する費用

② 渇水・高温対策

【対象施設】渇水・高温対策に取り組み農業水利施設

【対象経費】渇水対策BCPの策定、ポンプの調達、設置、運転等に要する費用

③ 特定外来生物対策

【対象施設】1及び2の対象施設と同一水系の農業水利施設

【対象経費】施設被害を予防するための資機材の調達、設置、運転等に要する費用

4 管理水準向上型（1、2及び3の施設） <国庫補助率：1/2>

管理水準向上のための技術的支援等に要する費用を支援

5 包括的民間委託推進型（1、2及び3の施設） <国庫補助率：定額>

包括的民間委託の試行に係る調査及びその実施に要する費用を支援

<事業の流れ>

1/2等

※ 下線部は拡充内容

国

都道府県

都道府県

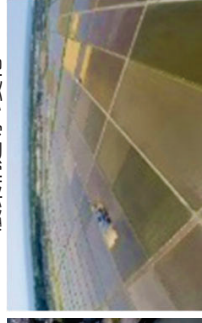
市町村

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化

集中豪雨の増加

都市化・混住化

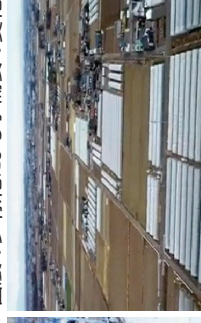
農業構造等の変化



市街地・集落の浸水

水路への廃棄物流入

営農の多様化による水需要の変化



施設管理者への支援

農業水利施設の機能の適切な発揮

農業用ため池の低水位管理

スクリーンの除塵作業

きめ細かな操作管理



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-6744-1363）

＜対策のポイント＞

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

＜事業目標＞

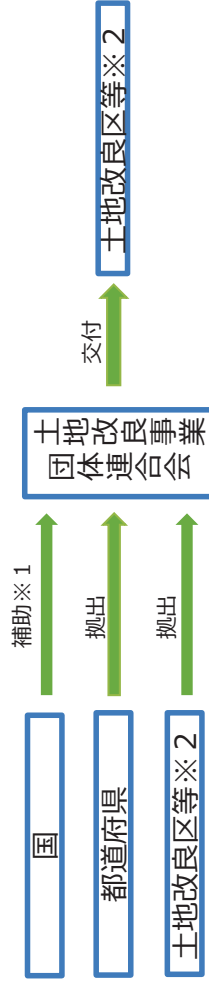
- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保、地域と連携した営農環境の維持・地域計画の着実な実現
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

- 1. 整備補修事業**
 - ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等)オーバーホール、用排水路の整備補修)
 - ② 地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付ける施設の整備補修
- 2. 施設改善対策事業**
水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修
- 3. 安全管理施設整備対策事業**
農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備
- 4. 緊急整備補修**
予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修
- 5. 防災減災機能等強化事業**
防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

※ 下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



- ※ 1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。
1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。
※ 2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

＜事業イメージ＞

整備補修事業

施工前

原動機の分解補修、塗装

施工後

整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）

施工前

水門の整備

施工後

土地改良区（農業者）

市町村

JA

多面活動組織

水利組合等

地域関係者との協議により計画に位置付け

施設管理の省エネ化

高効率型モータへの更新

施設管理の省力化

監視装置の設置

防災・減災機能等強化事業

ため池護岸の整備

土地改良区機能強化支援事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 852 (一) 百万円】

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、地域の農業生産基盤を保全する土地改良区の運営基盤の強化を支援します。

事業目標

農業生産基盤の保全を担う土地改良区の運営基盤の強化

△ 陸 田 6 業 博 △

業事

1. 「水土里ビジョン」策定の推進

地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）の策定

2. 統合整備の推進

土地改良区の合併等に必要となる統合整備計画の策定や事務機器等の整備

3. 施設管理、運営改善対策

- ① 土地改良施設の診断・管理指導
- ② 土地改良区の経営診断・改善指導
- ③ 換地業務等に関する土地改良区への指導
- ④ 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理

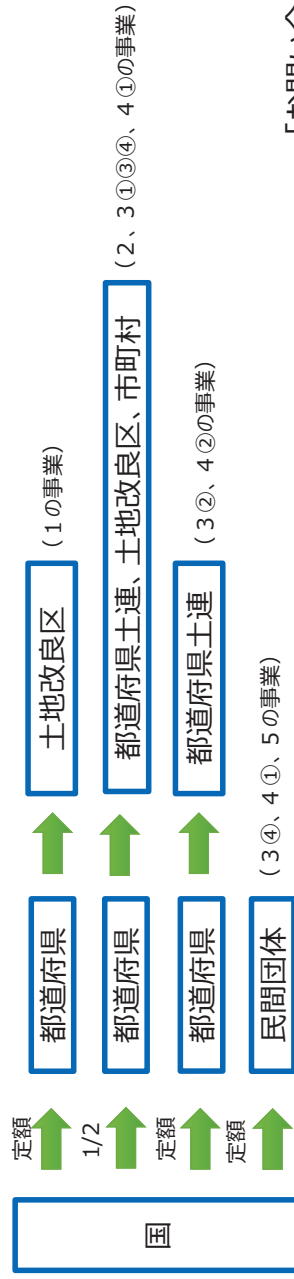
4. 研修·人材育成

- ① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ② 施設管理の省エネ化（高効率機器への更新等）に関する技術指導

5. 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 76,249（76,999）百万円】

＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。

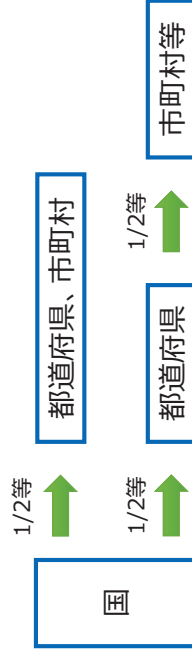
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

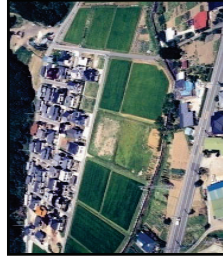
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



（ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進）



（老朽化した用水路の整備・更新）

【水産基盤整備】

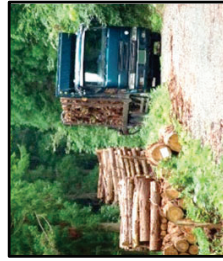


（漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良））



（漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備））

【森林基盤整備】



（林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現）

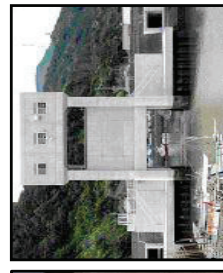


（治山施設による山地災害の未然防止）

【海岸保全施設整備】



（津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進）



（津波、高潮対策としての水門整備）

（共通） 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】 （農業農村分野） 農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
（森林分野） 林野庁計画課（03-3501-3842）
（水産分野） 水産庁計画・海業政策課（03-6744-2387）

海岸保全施設整備事業＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 4,426 (4,425) 百万円】
（令和6年度補正予算額 1,436百万円）

＜対策のポイント＞

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

＜事業目標＞

海岸堤防等の整備率（ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率）（53% [令和元年度] → 64% [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 直轄海岸保全施設整備事業

工事規模が著しく大きく、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸管理者に代わって国が当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行します。

2. 海岸保全施設整備連携事業（補助事業）

大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を計画的・集中的に実施します。

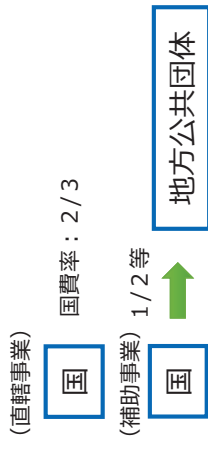
3. 津波対策緊急事業（補助事業）

津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を計画的・集中的に実施します。

4. 海岸メンテナンス事業（補助事業）

予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的・集中的に実施します。

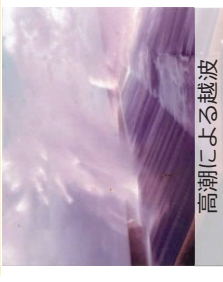
＜事業の流れ＞



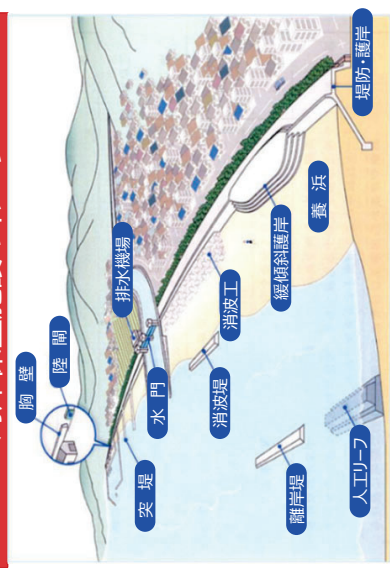
＜事業イメージ＞

○海抜ゼロメートル地帯における津波・高潮対策
浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等の整備を推進しています。

被害の状況



海岸保全施設のイメージ



代表的な整備



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2199）

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 7,635（8,564）百万円】
 （令和6年度補正予算額 28,382百万円）

＜対策のポイント＞

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞

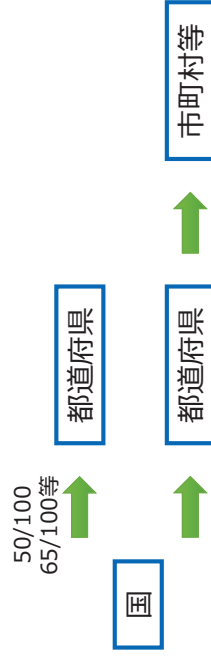
1. 災害復旧事業 7,422（8,234）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧を行います。また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 213（330）百万円

農地・農業用施設の災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を行います。

＜事業の流れ＞



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の向上げ制度あり。

＜事業イメージ＞

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

● 農地法面の復旧



● 決壊した農業用ため池の復旧



● 農業用水路の復旧



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設の改築・補強等

● 復旧と併せた区画整備



● 復旧と併せた農業用ため池の改修（緊急放流工の設置）



● 農村生活環境施設（農業集落排水施設）の復旧



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2211）

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

＜対策のポイント＞

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が存在しており、これらの**農地・農業水利施設の有する国土保全機能**をいかして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進します。

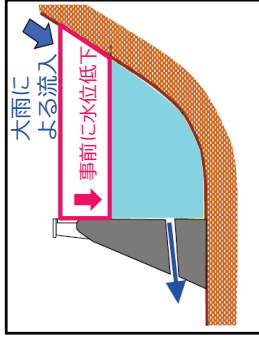
＜事業の全体像＞

農業用ダムの活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

○ 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

○ 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の浸水も防止・軽減。

排水機場と周辺の市街地

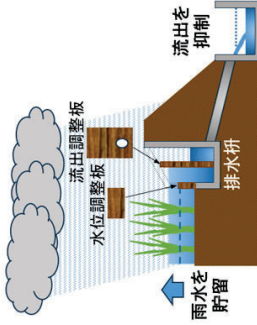


【施設の整備等】

○ 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、水管理シスデムの整備等

水田の活用（田んぼダム）等

○ 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって浸水被害リスクを低減。

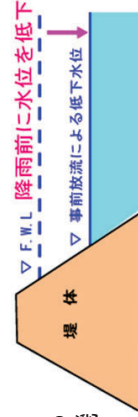


【施設の整備等】

○ 水田整備、「田んぼダム」の取組促進、農地の保全

ため池の活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。



○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

○ 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等

「田んぼダム」の取組の推進

＜対策のポイント＞

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとりつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「**田んぼダム**」の**取組を推進**します。

＜事業の内容＞

1. 畦畔補強や排水口の整備等に対する支援

「田んぼダム」の実施に向けた畦畔再構築や調整活動等を定額で支援します。

【主な助成単価】畦畔築立 14万5千円/100m、排水口整備 4万円/箇所

【対象事業】 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 営農再開時の速やかな排水に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。

【対象事業】 水利施設整備事業（流域治水対策型）

3. 「田んぼダム」の活動に対する支援

多面的機能支払交付金の資源向上支払（共同）において、地域共同で行う水田の落水口への調整板の設置や畦畔の嵩上げ、これらの維持管理等を支援します。

【交付単価】都府県 2,400円/10a、北海道 1,920円/10a

【加算措置】都府県 400円/10a、北海道 320円/10a

※「田んぼダム」の取組実施による加算。

※資源向上支払（共同）を5年以上実施した地区又は

資源向上支払（長寿命化）と合わせて取り組む地区は75%単価を適用。

【実施要件】

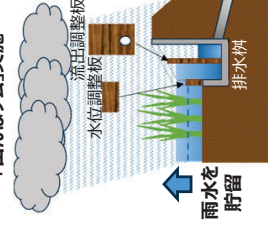
- ・ 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること（1～3の支援）
- ・ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること（1、2の支援）
- ・ 流域治水プロジェクト等が策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するものであること（1、2の支援）
- ・ 資源向上支払（共同）を実施しており、同支払の交付を受ける田面積のうち5割以上で「田んぼダム」を実施していること（3の支援）

＜事業イメージ＞

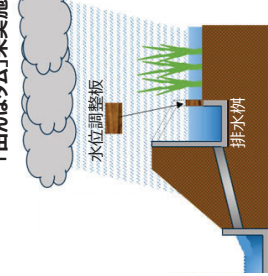
「田んぼダム」の取組



「田んぼダム」実施

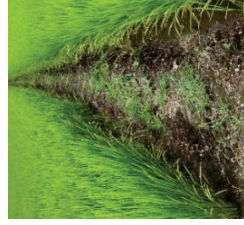


「田んぼダム」未実施



水田に降った雨を貯留し水田からの流出を抑制

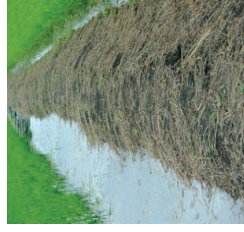
「田んぼダム」の導入・効果発現に向けた支援



畦畔が痩せ
容易に雨水が流出



畦畔の再構築を支援



堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留



水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援



排水路の整備



排水機場の整備

水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

＜対策のポイント＞

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の汎用化・畑地化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

＜政策目標＞

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における**以下の取組を優先採択で支援**します。

- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等
- ② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
- ③ 水田への果樹の新植、省力樹形・作業機械の導入や流通事業者等との連携などによる産地構造の転換に向けた実証等

51 2. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物による畑地化**（10.5万円/10a）
- ② **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※）/10a（一括））
※ 加工・業務用野菜等の場合
- ③ **子実用とうもろこしの作付け**（1万円/10a）

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**汎用化・畑地化等を支援**します。

- ① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

【お問い合わせ先】

（1 ①の事業）	畜産局飼料課	（03-3502-5993）
（1 ①②の事業）	農産局園芸作物課	（03-6744-2113）
（1 ②の事業）	経営局経営政策課	（03-6744-2148）
（1 ③の事業）	農産局果樹・茶グループ	（03-3502-5957）
（2 の事業）	農産局企画課※	（03-3597-0191）
（3 の事業）	農村振興局設計課	（03-3502-8695）

※プロジェクトの窓口を担当

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームを構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
- －
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

支援後も計画の
実現をフォローアップ

承認・
支援

策定・
提出

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

1. 技術・機械等の導入支援

- ①：時代を拓く園芸産地づくり支援（4億円の内数）
国産飼料増産対策事業（18億円の内数）
- ②：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（120億円の内数）、
農地利用効率化等支援交付金（20億円の内数）
- ③：果樹農業生産力増強総合対策（53億円の内数）

2. 高収益作物の導入・定着支援

- 〔水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成（2,760億円の内数）〕

3. 生産基盤の整備

- 〔農業農村整備事業（3,331億円の内数）、農地耕作条件改善事業（198億円）、
畑作等促進整備事業（22億円）〕

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策＜公共＞

【令和6年度補正予算額 46,087百万円】

＜対策のポイント＞

食料の安定供給の確保に向けた構造転換や農業生産基盤の適切な保全管理を促進するため、水田の汎用化・畑地化による麦・大豆、野菜等の国内生産の増大や農業水利施設等の省力化、施設の集約・再編等を推進します。

＜事業目標＞

- 主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進
- 担い手の生産コストの削減、農業水利施設の戦略的な保全管理の推進

＜事業の内容＞

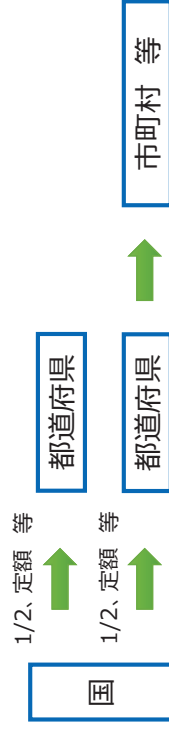
1. 食料安全保障構造転換対策

生産性向上及び付加価値向上の観点から、スマート技術等の導入に向け、農地の更なる大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化等を推進するとともに、需要に応じた生産に向け、水田の汎用化・畑地化を推進します。

2. 農村人口の減少等に対応した農業水利施設の整備・保全

農業生産に必要不可欠な農業用水利施設等について、気候変動による災害リスクの増大、老朽化の進行、農村人口の減少等に対応できるよう、施設の集約・再編、新技術導入、省エネ化、管理作業の省力化等を推進します。

＜事業の流れ＞



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

食料安全保障構造転換対策



ロボットトラクターと有人の自動操舵トラクターの2台を使用した作業状況



農地の大区画化



畑地かんがい施設の整備



暗渠排水



タマネギ

水田における高収益作物の導入

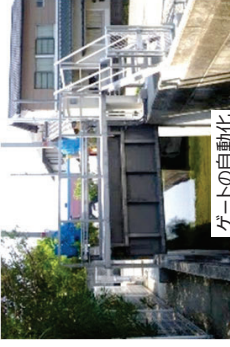
農村人口の減少等に対応した農業水利施設の整備・保全



頭首工の改修



水路のパイプライン化



ゲートの自動化

【お問い合わせ先】

農村振興局設計課	(03-3502-8695)
水資源課	(03-3502-6246)
農地資源課	(03-6744-2208)
地域整備課	(03-6744-7625)
防災課	(03-3502-6430)
飼料課	(03-6744-2399)
畜産局	

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組み農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜事業目標＞

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 畑地化支援

水田を畑地化※して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組み農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2. 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組み農業者を5年間、継続的に支援します。

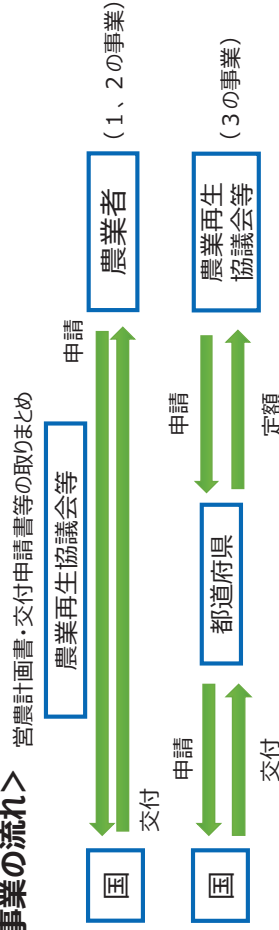
イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組み農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞



TPP等関連農業農村整備対策＜公共＞

【令和6年度補正予算額 76,000百万円】

＜対策のポイント＞

「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）に則し、農畜産業の体質強化を図る観点から、担い手への農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など農畜産業の競争力向上に必要な生産基盤整備を実施します。

＜事業目標＞

- 担い手の米の生産コストの削減（9,600円/60kg以下、かつ、おおむね10%以上）（1の事業）
- 主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合（おおむね8割以上）、かつ、高収益作物の生産額の増加（おおむね10%以上）等（2の事業）
- 飼料作物の単位面積当たりの収量の増加（25%以上）（3の事業）

＜事業の内容＞

1. 農地の更なる大区画化・汎用化の推進

地域計画を策定した区域において、担い手への農地集積・集約化を加速し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減を図るため、スマート農業に適した農地の大区画化や排水改良、水管理の省力化等を推進します。

2. 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進

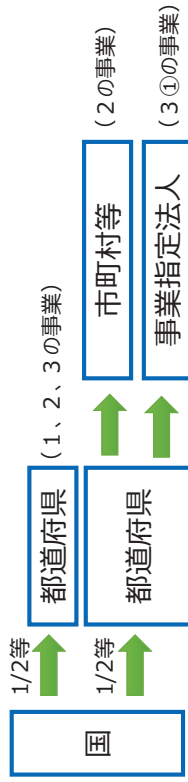
高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、スマート農業に適した農地の区画拡大、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

3. 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等の整備を推進します。

- ① 大型機械化体系に対応した草地整備事業
- ② 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備
- ③ 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

＜事業の流れ＞※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

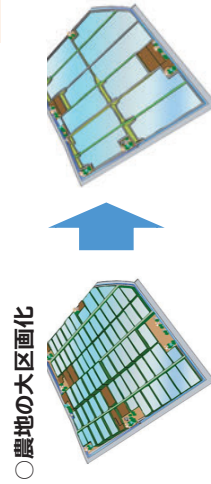


【お問い合わせ先】

- | | | |
|-----------|------------|----------------|
| (1及び2の事業) | 農村振興局農地資源課 | (03-6744-2208) |
| (2の事業) | 水資源課 | (03-3502-6246) |
| (3②の事業) | 水資源課 | (03-3502-6244) |
| (3③の事業) | 防災課 | (03-3502-6430) |
| (3①の事業) | 畜産局 飼料課 | (03-6744-2399) |

＜事業イメージ＞

1. 農地の更なる大区画化・汎用化の推進



○ 担い手の米の生産コスト低減効果

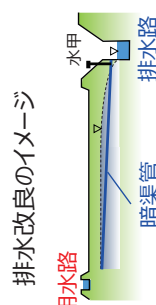


計画 ※ 対策地区における平均値

2. 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化の推進

○ 水田の汎用化・畑地化

水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんがい設備を整備



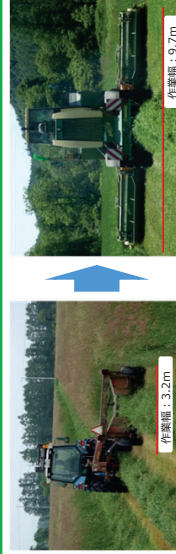
○ 畑地・樹園地の高機能化



大区画化

大型機械の導入

3. 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進



大型機械化体系に対応した草地整備



生産性向上のための緩傾斜化



農業水利施設、農業用ため池等の防災・減災対策＜公共＞

【令和6年度補正予算額 111,573百万円】

＜対策のポイント＞

激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた「流域治水」の取組、農業水利施設の安定的な機能の発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、農業用ため池の防災・減災対策等を実施し、農村地域の防災・減災、国土強靱化を図ります。

＜事業目標＞

- 浸水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）
- 田んぼダムに取り組む水田の面積の増加（令和2年度取組面積の約3倍〔令和7年度まで〕）
- 更新が必要と判明している基幹的農業水利施設への対策着手の割合（10割〔令和7年度まで〕）
- 防災重点農業用ため池への防災・減災対策の着手（約37,000か所〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 流域治水対策（農業水利施設の整備）

農業用ダムの洪水調節機能強化のための**既存農業水利施設の補修・更新・市街地・集落を含む農村地域の排水対策**のための**農業水利施設の整備を推進**します。

2. 流域治水対策（水田の貯留機能向上）

水田の貯留機能向上のための**田んぼダム等に取り組み地域で実施される農地整備事業を推進**します。

3. 農業水利施設等の安定的な機能の発揮、老朽化対策、豪雨・地震対策

激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した**農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策、施設の集約・再編等を含めた適切な整備を図るとともに、施設の効率的かつ効果的な維持管理を実現するための省エネ化を推進**します。

4. 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

近年増加している自然災害に備え、**防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を推進**します。

＜事業の流れ＞

1/2、定額等

都道府県

1/2、定額等

都道府県

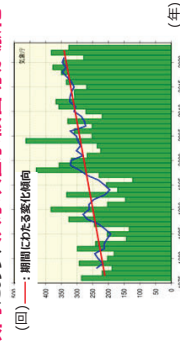
市町村等

※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

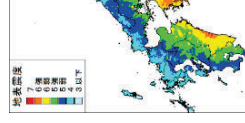
＜事業イメージ＞

集中豪雨・地震等の自然災害の激甚化

- 時間50mmを超える**豪雨の発生頻度は近年増加傾向**にあり、**洪水、浸水被害等が激化**



(図1) 年間における豪雨発生回数



発生頻度

震度6弱以上

震度6強以上

震度7

震度7以上の地域は、約7.1万km²

震度6強以上の地域は、約2.9万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

震度7以上の地域は、約0.4万km²

- ため池は全国に15万箇所。そのうちの主要な**ため池の約7割が江戸時代以前の築造又は築造年代が不明**であり、豪雨や地震に対して**脆弱なものが多数**



豪雨により決壊したため池

対策のイメージ

- 流域治水対策

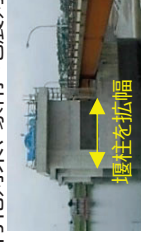


農業用ダムの改修



農地整備と河川整備の連携

- 老朽化対策、豪雨・地震対策



頭首工堰柱の耐震化

- ため池の防災・減災対策



堤体の改修

【お問い合わせ先】

- (1の事業) 農村振興局水資源課 (03-3592-6810)
- (2の事業) 農地資源課 (03-6744-2208)
- (3の事業) 水資源課 (03-6744-1363)
- (4の事業) 防災課 (03-6744-2210)

農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843（19,843）百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

- 1. 農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
- 4. 病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
- 6. 土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、
以下の①～⑥を支援
（①～⑥は組み合わせることが可）

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

※下線部は拡充内容

① 農地集積促進

農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

- （ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備（定額※1）、農業用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率※2）等
- （ソフト）集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※3（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等
- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R6年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など
- ※3 単年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換

高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

- （ハード）高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等
- （ソフト）高収益作物への転換支援※4、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※5（定率）等
- ※4 高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、単年度あたり300～500万円迄を支援
- ※5 実証展示は場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置 等



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

- （ハード）スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等
- （ソフト）トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等



GNSS基地局設置

④ 病害虫対策

病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

- （ハード）反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
- （ソフト）土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

- （ハード）「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）等
- （ソフト）※6「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等

※6 ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地

- （ハード）粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
- （ソフト）交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（2/2）

「機構集積推進費」 ※下線部は拡充内容

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



事業内容： 定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件：

- ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5ha未満であるとともに、同区域内で過去に国費投入された担い手への集積農地面積の1/3以下となること
- ・以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地

①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間

②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間

③機構が農地を所有している期間

・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。

・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと

・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、

本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

「高収益作物導入促進費」

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。
- 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行った場合等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）することにより、高収益作物への転換を強力に推進。

※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	12.5%

※標準的な負担割合

なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

＜対策のポイント＞

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha〔令和7年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新※、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備※（渇水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）
リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の経費を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※地域防災計画に位置づけられた避難路等の農道施設整備を含む。

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、

工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



きめ細かな長寿命化対策

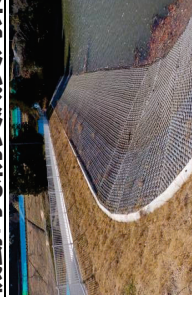


漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



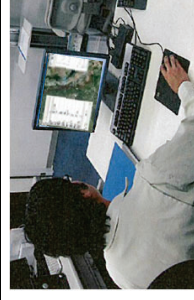
ため池の整備



洪水を安全に流下

ため池の廃止

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 防災課 (03-6744-2210)
 設計課 (03-6744-2201)
 地域整備課 (03-6744-2209)

畑作等促進整備事業

【令和7年度予算概算決定額 2,200（2,200）百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良**や**パイプライン化**等の基盤整備を支援します。

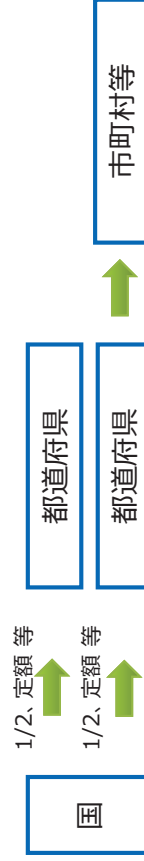
2 ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）

日本型直接支払

【令和7年度予算概算決定額 81,312 (77,330) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業・農村の多面的機能の維持・発揮

＜事業の全体像＞

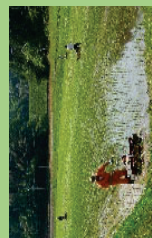
近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

高度な多面的機能の発揮

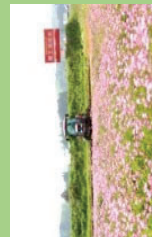
生産方式に着目

環境保全型農業直接支払
2,804 (2,641) 百万円

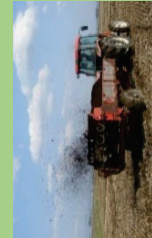
○自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用

活動内容に着目

多面的機能支払
50,048 (48,589) 百万円

【資源向上支払】

○地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外来種駆除

【農地維持支払】

○多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

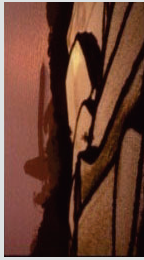
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

対象地域に着目

中山間地域等直接支払
28,460 (26,100) 百万円

○中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜事業目標＞

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価		(円/10a)			
		都府県	北海道		
	① 農地維持支払	② 資源向上支払	③ 資源向上支払	④ 資源向上支払	⑤ 資源向上支払
	(共同) ※1	(共同) ※1	(長寿命化) ※1,2,3	(長寿命化) ※1,2,3	(長寿命化) ※1,2,3
	田	3,000	2,400	4,400	2,300
	畑	2,000	1,440	2,000	1,000
	草地	250	240	400	130
					120

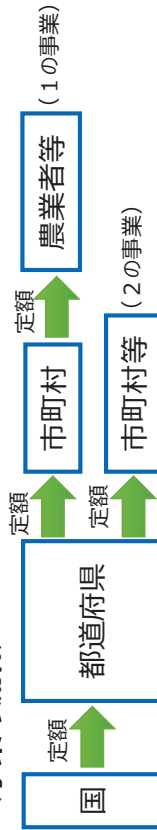
〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組みが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組み場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地維持支払

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

資源向上支払

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外來種駆除

※下線部は拡充内容

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目		(円/10a)	
多面的機能の更なる増進への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し 冬期湛水 夏期湛水 中干し延期 江の設置等 作済未実施 作済未実施	800 4,000 8,000 3,000 4,000 3,000
	水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合	320

(円/10a)

項目		(円/10a)	
組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと	組織の体制強化への支援	40万円/組織
	※広域活動組織内の集落をまわって共同活動を支援することを目的として設置される班		

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

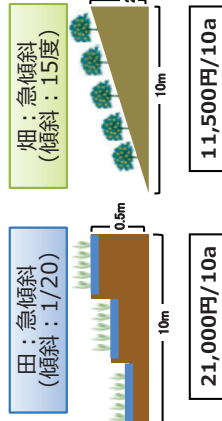
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

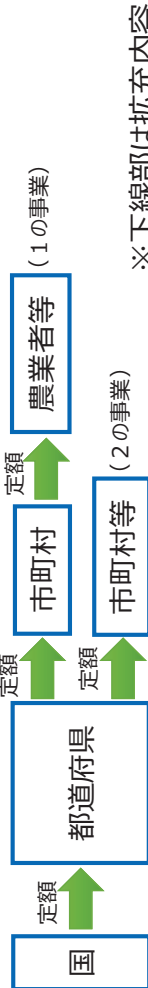
※1 極数の集落協定期間の活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
ネットワーク化加算 【上限額: 100万円/年】	
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※2	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
スマート農業加算 【上限額: 200万円/年】	
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円 (地目にかかわらず)

※2 第5期対策(R2～R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

日本型直接支払のうち
環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804（2,641）百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

＜事業の内容＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686（2,550）百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118（91）百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ^{注2}		主作物の栽培期間の前後のいづれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稲）又は1t（水稲以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2}		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいづれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2}	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000

※ 下線部は拡充内容

注1）このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注2）主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

※ 交付単価は、都道府県が設定します。

※ 全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

農山漁村振興交付金

【令和7年度予算概算決定額 7,389 (8,389) 百万円】

＜対策のポイント＞

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活カ」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

政策目標

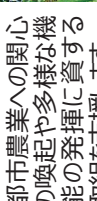
都市と豊山漁村の交流人口の増加（令和7年度まで）

事業全体の映像

地域資源活用価値創出対策

地域活性化型

(旧 農山漁村開発イノベーション対策)



地域活性化のための活動計画づくり※

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

創出支援型



地域資源を活用した新商品開発

農山漁村地域

情報発信

就農移住

交流

都市部

都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。

都市農地賃借による担い手づくりへの支援

こと

活力

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

こと

活力

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

(関連事業)
地域資源活用価値創出委託調査事業

こと

活力

中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

こと

活力

最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援します。

こと

活力

土地利用

土地の粗放的利用

こと

活力

山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。

こと

活力

情報通信環境整備対策

インフラ管理やスマート農業等に必要の情報通信環境の整備を支援します。

こと

活力

通信施設の整備

こと

活力

農林水産物販売施設の整備

こと

活力

農福連携型

障害者等の農林水産業に関する技術の習得

こと

活力

農泊推進型

景観等を利用した高付加価値コンテンツの開発

こと

活力

定住促進・交流対策型、産業支援型

古民家等を活用した滞在型施設の整備

こと

活力

農林水産物販売施設の整備

こと

活力

農林水産物処理加工施設の整備

こと

活力

農林水産業

農地の粗放的利用

こと

活力

栽培技術のeラーニング

こと

活力

高収益作物の導入

こと

活力

農村RMOによる生活支援

中山間地域等

[お問い合わせ先] 農村振興局農村計画課 (03-6744-2493)

＜対策のポイント＞

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業 (旧 農山漁村発イノベーション推進事業)

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、専門人材の育成等を支援します。

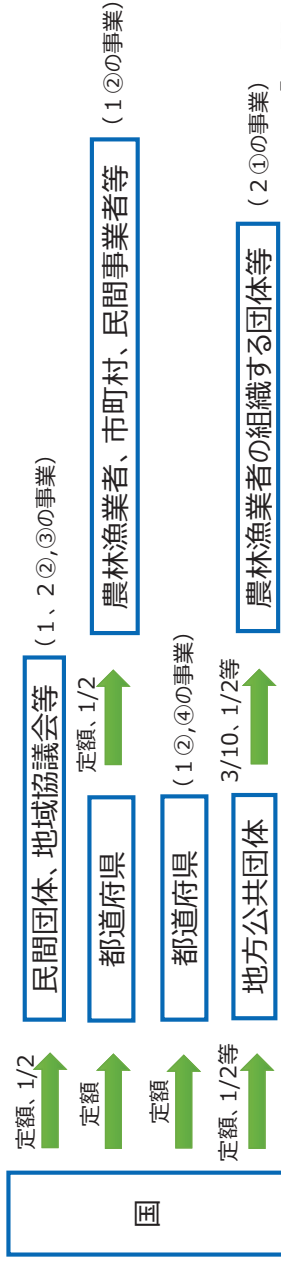
2. 地域資源活用価値創出整備事業 (旧 農山漁村発イノベーション整備事業)

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

(関連事業) 地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

＜事業の流れ＞



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

＜事業目標＞

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（90地域【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。
- ② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。
【事業期間（交付期間）：3年間（2年間）、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

2. 農山漁村関わり創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることをできる仕組みを構築する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等を支援します。
【事業期間：上限2年間等、交付率：定額（上限：6,000万円/年かつ2か年8,500万円※等）】

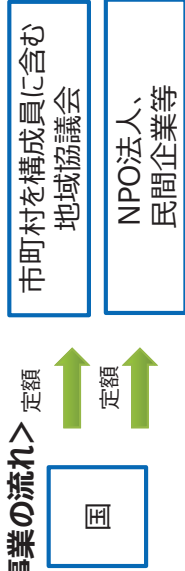
※①の農山漁村体験研修の実施の場合。

3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成のための情報発信の取組を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- (1の事業)
- (2、3の事業)

- (1の事業、2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業のうち優良事例の情報発信) 農村計画課 (03-3502-6001)
- (3の事業のうち農業遺産等の情報発信) 鳥獣対策・農村環境課 (03-6744-0250)

＜事業イメージ＞



地域の活動計画の策定
(ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動
(高齢者の移動確保)



農山漁村の多様な活動への参加



農村プロデューサー
養成講座の風景



WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業（旧農山漁村発イノベーション推進支援事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業（旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業）

① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。

② 中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

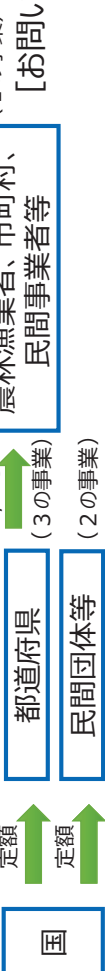
【事業期間：1年間、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

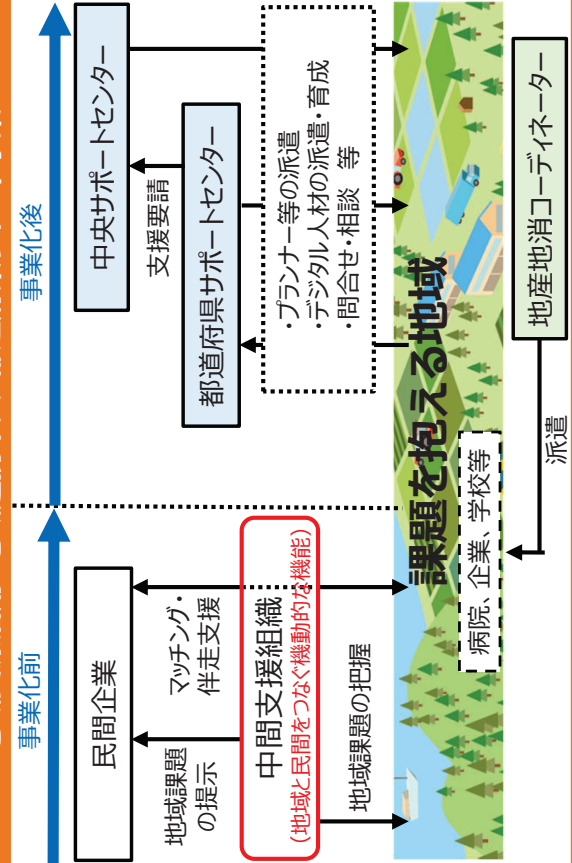
【お問い合わせ先】（1、2、3の事業）農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（2②の事業）農村計画課（03-6744-2141）

<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業



地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組が必要となる**農林水産物加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の**施設整備**と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置**する場合も支援します。

<事業の流れ>



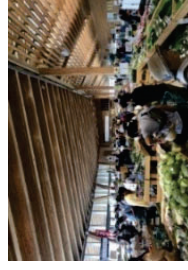
<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

○ **計画主体** 都道府県、市町村※1

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要

○ **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

○ **事業実施主体** 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

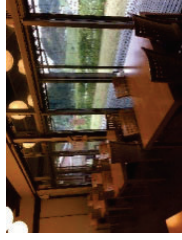
①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画

②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画

③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備



販売・交流施設等
電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業）

農村振興局地域整備課

（03-3501-0814）

（2の事業）

都市農村交流課

（03-6744-2497）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業
（農泊推進型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】
 （令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等としての活用**を推進します。

＜事業目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限250万円（年基準額）×事業期間）】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導、ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な**古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

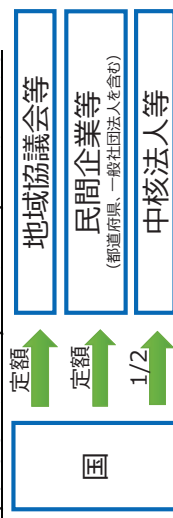
② **農家民泊等における小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に限り上限200万円を、②に限り

上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

※2 事業の流れ



※ 下線部は拡充事項

＜事業イメージ＞

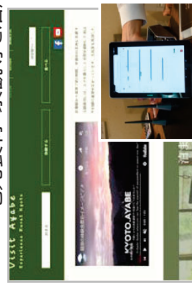
多様なプレイヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



宿泊施設予約システムの構築
専門家の派遣・指導



避難所等としての活用

古民家等を活用した施設の整備
 農山村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組みむ主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入、農福連携を地域で広げるための取組等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等）に取り組み場合は初年度の額に40万円加算可能】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。

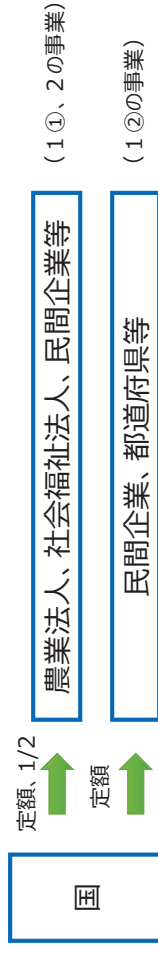
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術の習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



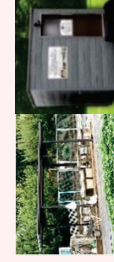
農業生産施設(水耕栽培ハウス)



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和7年度予算概算決定額 7,389 (8,389) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数)

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

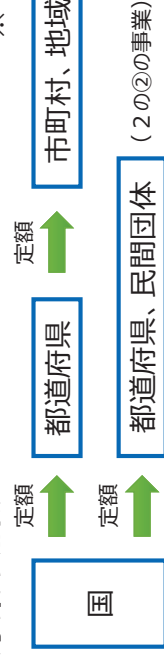
1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネサンス推進支援
中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
 【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
ア 一般型
むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
 【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】 ※**地域計画連携タイプ**は年基準額1,200万円
 イ 活動着手支援型
遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につながる取組を支援します。
 【事業期間：1年間、交付率：定額（上限200万円）】
- ② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上
高収益作物導入

イ 販売力強化
高精度栽培技術の導入

ウ 農用地保全
棚田の保全

エ 複合経営
ミニトマト栽培と加工品の開発

オ 生活支援
買物支援・見守り

+

デジタル技術の導入・定着

デジタル技術のeラーニング

《テレビ画面で買い物支援》

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

農用地保全

② 農村RMO形成伴走支援

生活支援

地域資源活用

全国規模の研修、中間支援組織による人材育成

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化

「むらづくり」を推進
農村の

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和7年度予算概算決定額 7,389 (8,389) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業【①、③、④は令和6年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の策定、農用地保全のための実証的取組
- ② 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

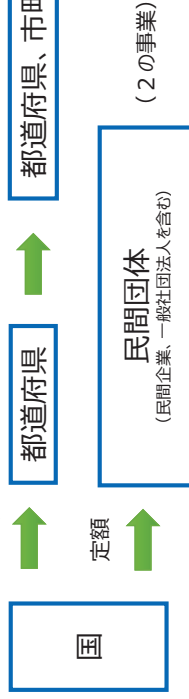
2. 最適土地利用推進サポート事業【令和6年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>

定額、5.5/10等



国

都道府県

都道府県、市町村、地域協議会等

民間団体

(民間企業、一般社団法人を含む)

(1の事業)

(2の事業)

<事業イメージ>

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

Step 1



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



放牧

Step 2



【土地利用構想の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備

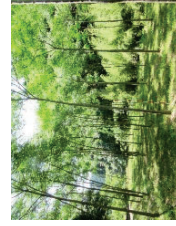
【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和7年度予算概算決定額 780（780）百万円】

＜対策のポイント＞

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

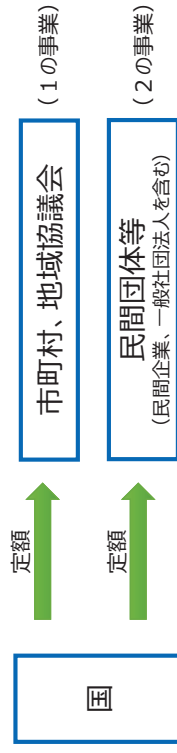
2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援
山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓**や**山村の価値・魅力の普及**のため、**バイヤー等との商談会や販売会**の開催、**情報発信**などを支援します。

② 山村振興セミナー支援
地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、**ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策

【令和7年度予算概算決定額 7,389 (8,389) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、**情報通信環境の整備**を支援します。

＜事業目標＞

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、衛星通信等の先進的技術の適応可能性や、情報通信環境整備を通じた土地改良区の運営基盤の強化手法を検討する取組を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

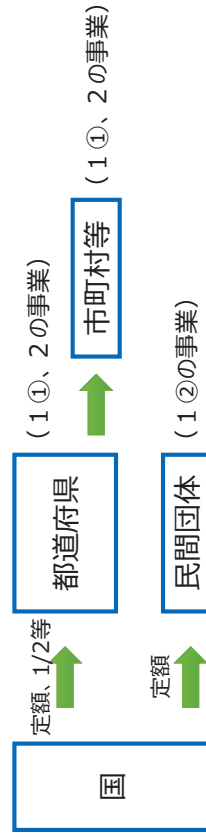
① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

③ 農機の自動操舵等に必要となるRTK-GNSS基準局の整備を支援します。

※ 下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和7年度予算概算決定額 7,389 (8,389) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業目標＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村）〔令和11年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援



都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信

都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型



都市住民と共生する農業経営の検討



都市住民との交流促進



防災機能の維持・強化

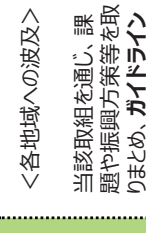
● モデル支援型



環境負荷低減への取組



農村ファームの拡大



＜各地域への波及＞

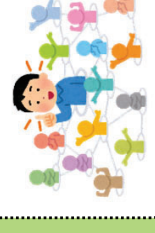
● 都市農地創設支援型



駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設



都市農業者（担い手）



都市農業者（担い手）

【お問い合わせ先】 農村振興局農村計画課（03-3502-5948）

鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

【令和7年度予算概算決定額 10,009 (10,009) 百万円】
(令和6年度補正予算額 5,460百万円)

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ活用拡大への取組等を支援します。

また、森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を実施、支援します。

目標事業

- 農作物被害を及ぼすカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

△ 陸 田 6 業 事 ▽

業 事

1. 鳥獸被害防止総合対策交付金

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,900) 百万円

- シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や、侵入防止柵の設置、鳥獣対策に係る総合的な人材育成等を支援します。

- ② 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業、鳥獸被害防止都道府県活動支援事業、鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

- 都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。

- ### ③ 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

- 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。

- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国シビエプロジェクト事業等【令和6年度補正予算含む】

- 被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロジェクトを行うとともに、

- ジビエ利用の更なる拡大に向けたペットフードへの利用促進や情報発信の取組等を支援します。

- ⑤ シカ特別対策事業、ク特別対策事業【令和6年度補正予算含む】

- シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援します。

- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業

ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

＜事業の流れ＞



- ## 2. シカ等による森林被害緊急対策事業

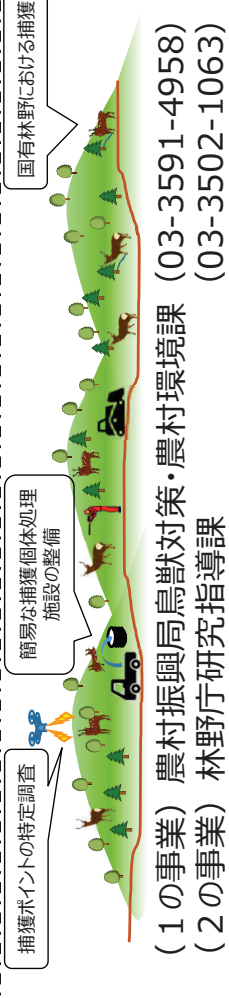
2. シカ等による森林被害緊急対策事業 109 (109) 百万円
森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローンを活用した捕獲ポイン
トの特定調査や、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、
国有林野における国土保全のための捕獲を実施します。【令和6年度補正予算含む】

＜事業の流れ＞ ※国有林においては、直轄で実施

＜事業の流れ＞ ※国有林においては、直轄で実施

定額

都道府県等



特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【令和7年度予算概算決定額 300（300）百万円】

＜対策のポイント＞

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する**防災宮農施設整備計画**の対象地域において、以下の支援を実施します。

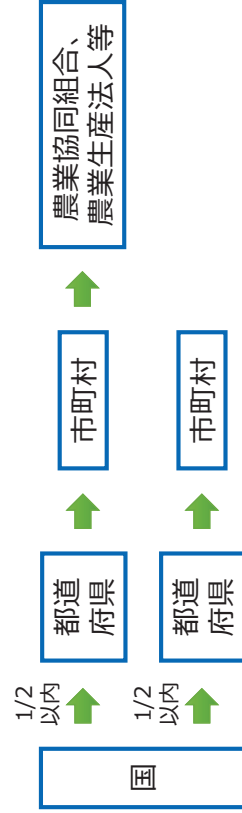
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な**洗浄用機械施設整備**等を支援します。

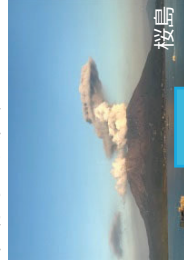
2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

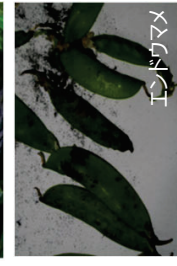
＜事業の流れ＞



火山の噴火



農作物への降灰
(茶、露地野菜等)



＜事業の実施＞

【1. 施設整備等】



露地野菜洗浄用機械（乗用型）

・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します。



茶葉洗浄用機械（乗用型）



据置型洗浄用機械

・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します。

【2. 関連整備等】



洗浄用水供給施設

・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

洗浄された農作物



茶



キャベツ



エンドウマメ

＜対策のポイント＞

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により、中山間地農業を元気にします。

＜事業目標＞

中山間地域の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

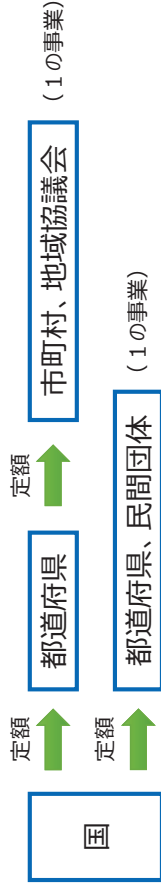
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の一員として支援します。

＜事業の流れ＞



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：収益力向上等の取組、優良事例創出を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農連携促進等事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消
- ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策等）

[支援事業]
優先枠
優遇措置

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

中山間地農業ルネッサンス事業における優遇措置等

※下線部は本年度拡充事項

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、中間支援組織の育成や農村RMOの裾野を広げるための取組等を支援

採択に当たったの配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で地域資源活用価値創出対策、最適土地利用総合対策及び情報通信環境整備対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農連携促進等事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大（優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農山漁村振興交付金
地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - ・中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（稲：50ha→10ha 等）
 - ・都道府県知事が特に必要と認める場合には面積要件を撤廃（優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
 - 農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の場合40%のところを中山間地の場合15%に緩和等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

有明海再生対策

令和7年度予算概算決定額 1：1,765 (1,765) 百万円
2：1,000 (-) 百万円

<対策のポイント>

有明海の再生に向けた**特産魚介藻類の調査や増養殖技術の開発、漁場改善対策の実証**を沿岸4県が協調して推進します。
さらに、令和7年度からの10年間で**加速化対策交付金**を創設し、**調査や技術開発等の成果を活用し**、気候変動によって影響が顕在化しつつある災害リスクなどにも対応しながら、**漁業者による漁場環境改善や経営改善の取組等を支援**します。

<事業目標>

有明海におけるアサリの母貝量確保（400トン〔令和8年度まで〕）等

<事業の内容>

- 1. 調査・技術開発・実証** **1,765 (1,765) 百万円**
有明海・八代海等総合調査評価委員会の「再生方策」に基づき、有明海沿岸4県が協同して、二枚貝類等の資源回復や漁場改善等の**各種調査等を実施**します。
- ① 特産魚介藻類の生息環境等の調査や実証
 - ② 魚介藻類の増養殖技術の開発
 - ③ 各地先に適したアサリ等の技術開発等
 - ④ 二枚貝類の餌料環境改善に向けた漁場整備実証 <公共>

- 2. 有明海再生加速化対策交付金（新規）** **1,000 (-) 百万円**
漁場環境改善や経営改善、新技術導入といった漁業者の取組を後押しする有明海再生加速化対策交付金により、開門によらない再生の加速化に向けた支援をします。（令和7年度からの10年間（加速化対策期間）で総額100億円）

（関連事業）

水産基盤整備事業（水産環境整備事業） <公共>
養殖業成長産業化推進事業

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 調査・技術開発・実証
二枚貝類の浮遊幼生ネットワークによる再生産サイクルの形成に向けた4県協同の各種調査等を推進。

▲ **生息環境等調査**
浮遊幼生の調査 等

▲ **技術開発**
二枚貝類の種苗生産技術や藻類の養殖技術の開発 等

▲ **実証**
二枚貝類の採苗・育成や食害等対策の実証 等

浮遊幼生ネットワーク
佐賀県地先 福岡県地先 熊本県地先 鹿児島県地先 鹿児島半島地先

幼生の供給
自己供給

成果の活用

2. 有明海再生加速化対策交付金

- ▲ **漁場環境改善や水産資源の確保の加速化支援**
二枚貝類の採苗・移植、食害防止対策、早期復旧対応、カキ礁・藻場造成 等
- ▲ **漁業者の経営改善・発展支援**
共同利用施設等の整備、特産魚介類の販路開拓 等
- ▲ **新技術等の新たな挑戦支援**
省力化技術、IoTシステムの導入、陸上養殖施設等の新技術導入 等

【お問い合わせ先】（1 ①、2）農村振興局農地資源課（03-6744-1709）
（1 ②）水産庁栽培養殖課（03-6744-2385）
（1 ③）研究指導課（03-6744-2031）
（1 ④）事業課（03-6744-7136）

農家負担金軽減支援対策事業

【令和7年度予算概算決定額 809（721）百万円】

＜対策のポイント＞

土地改良事業等の円滑な推進を図るため、事業に係る農家負担金の利子助成や無利子貸付を行うことにより、農家負担の軽減を図ります。

＜事業目標＞

農家負担の軽減を図りつつ、農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画による輸出の拡大、先端的な技術を活用した生産方式との適合に資する基盤整備を促進

＜事業の内容＞

1. 地域生産基盤保全強化支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携、先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られる土地改良事業について、**農家負担金の償還利子相当額を助成**します。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携が図られる土地改良事業について、**農家負担金の無利子貸付**を行います。

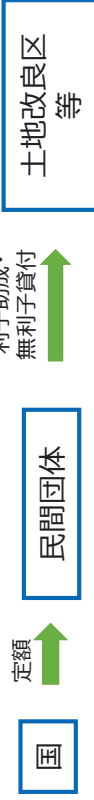
3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの**農家負担金の償還利子相当額を助成**します。

4. 農地有効利用推進支援事業

農地耕作条件改善事業の実施地区で農地の担い手集積率の向上が図られる地区に対して、**農家負担金等の償還利子相当額を助成**します。

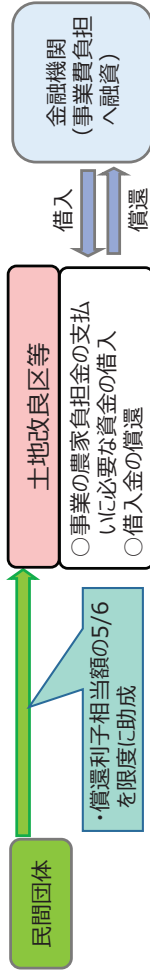
＜事業の流れ＞



※ 下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

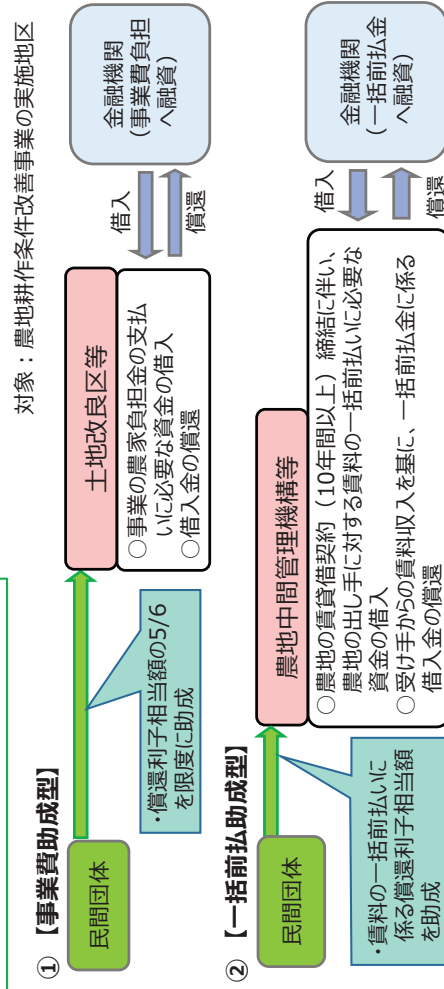
1. 地域生産基盤保全強化支援事業



2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業



4. 農地有効利用推進支援事業



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）

地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出

(旧 農山漁村発イノベーション)

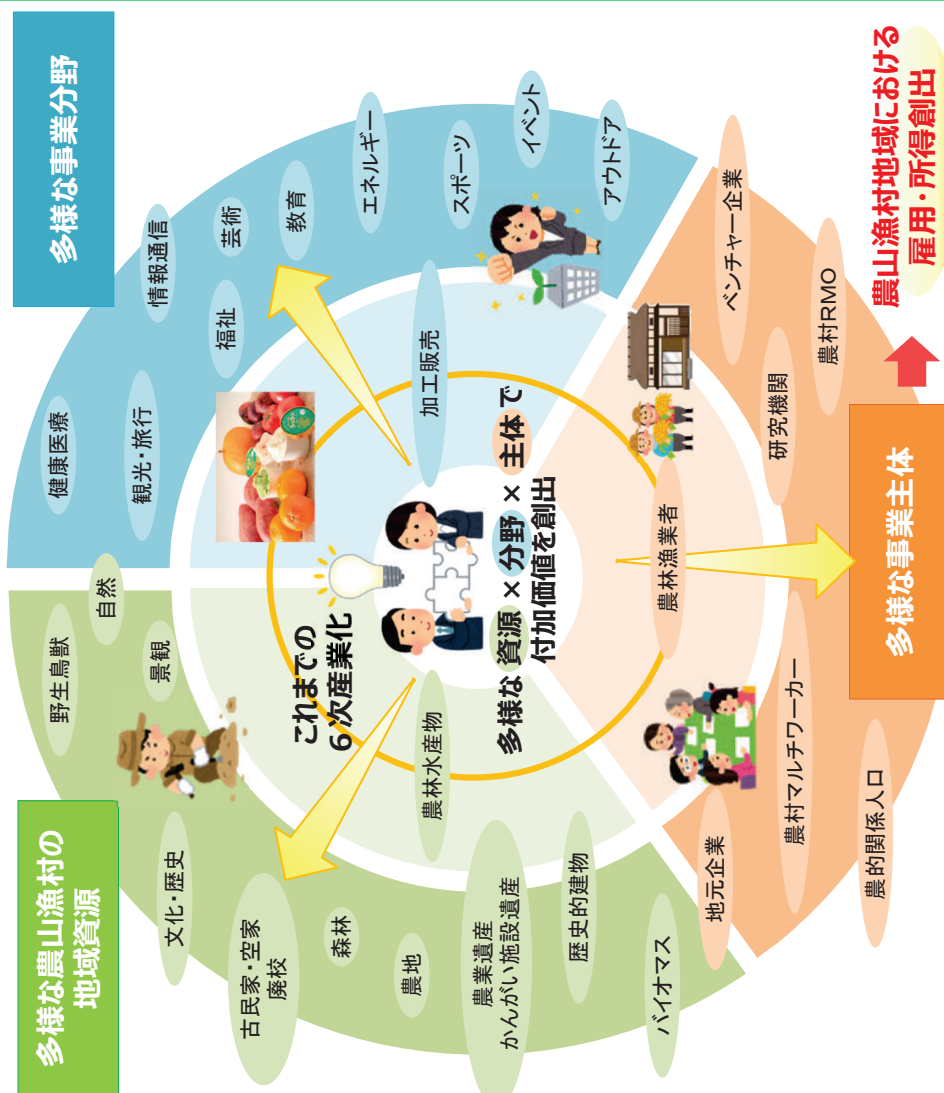
＜対策のポイント＞

従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することにより、農山漁村における所得の向上、雇用の創出を図ります。

＜事業の全体像＞

地域資源活用 価値創出

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村の地域資源を活用した付加価値の創出事例

「農産物、景観」 × 「加工販売、観光・旅行」
× 「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。
(栃木県宇都宮市)



「森林」 × 「スポーツ」 × 「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。
(栃木県壬生町)



「農産物」 × 「加工販売、観光旅行、教育」
× 「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。
(長崎県大村市)



複数集落の機能を補完する農村RMOの形成推進

＜対策のポイント＞

中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て等）など、地域コミュニティの維持等が困難になる集落の増加が懸念されます。

このため、中山間地域等において複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を支援するとともに、その円滑な運営や取組の拡大を後押しするため、総務省など関係府省とも連携して施策を展開します。

事業の全体像

農村RMO形成に関する推進体制

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

なお、農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）の一形態と整理している。



伴走

都道府県レベルの支援チーム

- 農村RMOを目指す地域に対し、部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援



全国レベルの支援

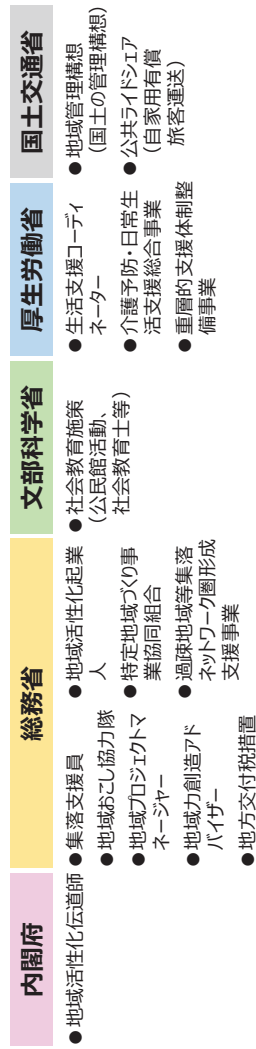
- 農村RMOに関する制度や事例の周知、知見の蓄積・共有



関係省の連携

1. 関係府省所管制度の活用

- 農村RMOの形成にあたって関係府省管の各種制度を活用



2. 農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成

- 研究会や研修会等において、農村RMOに
関する各府省施策の周知を行政担当者
や取組を行う地域の人達に対し実施
- 合同で現地調査を行い、課題の把握・共有等
を実施するとともに、農村RMOにおける各府省
施策の活用事例や連携のポイントを整理



3. 都道府県・市町村への周知

- 関係府省それぞれが都道府県・市町村の担当部局に関連施策を情報提供し、各地域において部局間連携による一体的な取組を促進



国民理解の醸成

＜対策のポイント＞

食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成・行動変容を図るため、新たな食料システムを支える優良事例の浸透や情報発信、地産地消の推進、農業体験の促進、食品安全に係るリスク低減や環境負荷低減の取組の「見える化」等のほか、官民連携による食育活動の全国展開や地域での食育活動の推進、食文化の保護・継承のための普及活動等を推進します。

＜政策目標＞

- 食料自給率の向上
- 環境・人権等の社会的要求への配慮や食品の安全性向上の取組に対する消費者意識の向上 等

＜事業の全体像＞

1．消費者等の理解醸成・行動変容推進		48 (53) 百万円
消費者理解醸成・行動変容推進事業		
食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成を図るため、新たな食料システムを支える優良な取組事例の表彰やSNS等を活用した情報発信をするともに、シンポジウム等を開催します。		
2．農山漁村の魅力発信		
農山漁村振興交付金		7,389 (8,389) 百万円の内数
学校等の施設給食における地産地消の推進、農業遺産地域の魅力発信、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した農業体験の促進等を行います。		
3．食育の推進と食文化の保護・継承		
① 食育の推進		74 (65) 百万円
ア 食育活動の全国展開事業		
官民連携による食育の全国展開を図るため、全国食育推進ネットワークの改組・拡充、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等を行います。		
イ 地域での食育の推進		1,896 (1,720) 百万円の内数
生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物活用の促進など、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進します。		
② 食文化の保護・継承		6 (一) 百万円
持続可能な地域の食文化の継承支援事業		
伝統食のデータベース化を進めるとともに、和食文化を次世代に継承する人材育成を推進します。		
[お問い合わせ先]		
(1の事業)	大臣府政策課食料安全保障室	(03-6744-2395)
(2の事業)	農村振興局農村計画課	(03-6744-2493)
(3①の事業)	消費・安全局消費者行政・食育課	(03-6744-1971)
(3②の事業)	新事業・食品産業部外食・食文化課	(03-3502-5516)
(4の事業)		消費・安全局食品安全政策課
(5の事業)		大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室
4．事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化		
有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業		
(食品の安全性向上に係る見える化推進事業)		195 (165) 百万円の内数
事業者等における最新の科学的知見に基づく食品の安全性をより向上させる取組や消費者への効果的な情報の伝え方等について情報収集・分析し、効果的な情報発信ツールを作成します。		
5．環境負荷低減の取組の「見える化」やJ-クレジットを通じた行動変容促進・理解醸成		
みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち		
食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進		612 (650) 百万円の内数
① 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組のさらなる理解・活用促進		
「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組の認知拡大等を図るため、官民連携による戦略的な情報発信や環境に配慮して生産された農産物の購入を促す取組を通じた消費者の行動変容を推進します。		
② 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実		
「見える化」の拡大のため、畜産物や花き等を対象とした評価手法の検討等を実施します。また、加工食品について、食品関連事業者等の自主的なカーボンフットプリントのルール策定の支援や算定に係る実証を実施します。		
③ 農業分野のJ-クレジット創出の推進		
J-クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクトの形成やクレジットの認証等を支援します。		

多様な農業人材の意欲的な取組の推進

＜対策のポイント＞

地域の実情に応じた生産体制強化への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払や中山間地域等直接支払、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援、多様な農業人材に対する研修機会の提供、多様な農業人材からなる集落営農の活性化支援を実施します。

＜事業の全体像＞

1. 地域の実情に応じた生産体制強化、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業体の育成への支援

- ① 持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策及び茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 14,214 (14,753) 百万円の内数
果樹の生産基盤の強化や、地域の実情に応じた茶や薬用作物等の地域特産作物の生産体制強化等の取組を支援します。
- ② スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 30 (45) 百万円
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
【令和6年度補正予算額】10,000百万円の内数
農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

2. 農業・農村の多面的機能の維持・発揮、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援

- ① 多面的機能支払交付金 50,048 (48,589) 百万円の内数
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します
- ② 中山間地域等直接支払交付金 28,460 (26,100) 百万円の内数
中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。
- ③ 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策 7,389 (8,389) 百万円の内数
中山間地域等対策のうち農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）
【令和6年度補正予算額】1,325百万円の内数
農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

3. 多様な農業人材に対する研修機会の提供等への支援

- ① 新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 10,748 (9,638) 百万円の内数
新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業
【令和6年度補正予算額】5,416百万円の内数
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農前の研修や現役農業者に対する学び直しなど教育・研修モデルの創出、地域農業への入り口となる短期農業研修の実施等の取組を支援します。
- ② 農業経営・就農支援体制整備推進事業 600 (534) 百万円
都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業者等に助言・指導などを行う取組等を支援します。
- ③ 集落営農連携促進等事業 200 (250) 百万円
集落営農の連携・合併による収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。

【お問い合わせ先】

- (1①の事業) 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2117) (2①の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197) (3①の事業) 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)
- (1②の事業) 技術普及課 (03-3501-3769) (2②の事業) 地域振興課 (03-3501-8359) (3②③の事業) 経営政策課 (03-3502-6441)
- (2③の事業) (2③の事業) 都市農村交流課 (03-3502-5946)

多様な農業人材による意欲的な取組の推進

中山間地域等対策

<対策のポイント>

中山間地域等において、人口減少・高齢化、農地の荒廃化等に対応するため、**農用地の保全**、複数の集落の機能を補完する**農村RMOの形成推進**、**農泊の推進**、**農家所得確保に向けた計画策定**、**離島の農産物等の新規需要の掘り起こし・ブランド化**を図る取組を支援します。

<政策目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う250地区創出〔令和6年度まで〕

<事業の全体像>

農山漁村振興交付金【1,325百万円】

最適土地利用総合対策

地域の実情に即した土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための多様な取組等を総合的に支援

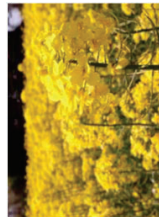
【事業期間（上限）】5年間
【交付率（上限）】定額（1,000万円/年）等



地域ぐるみでの話し合い



蜜源作物の作付け

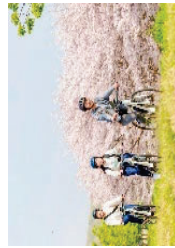


蜜源作物の作付け

農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）

農泊の推進体制整備、観光コンテンツの開発、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援

【事業期間（上限）】2年間
【交付率（上限）】定額（500万円/年）、1/2等



景観等を利用した観光コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設の整備

中山間地農業推進対策

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

【農村RMOモデル形成支援】
協議会が行う調査、計画作成、実証等の取組や、地域計画と連携した農用地保全の取組を支援

【事業期間（上限）】3年間

【交付率（上限）】定額（3,000万円（年基準額1,000万円×事業年数））
※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円



農用地保全



地域資源活用



生活支援

「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

離島の農産物等の新規需要の掘り起こし・ブランド化・販路拡大を図る取組を支援

【事業期間（上限）】1年間
【交付率（上限）】定額



島のめぐみ



新規需要の掘り起こし・ブランド化推進

離島農産物等の普及啓発

中山間地域所得確保対策

【9,592百万円（優先枠を設けて実施）】

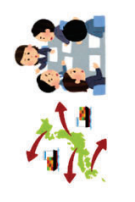
地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

【事業期間（上限）】1年間
【交付率（上限）】定額（500万円/地区）

マーケティング調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現状分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

地域の農業所得確保を実現

＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区【令和8年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

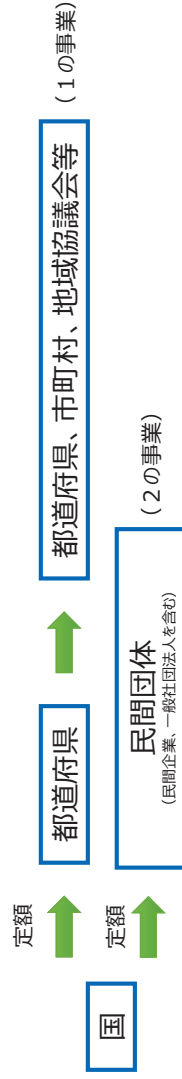
【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）】
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

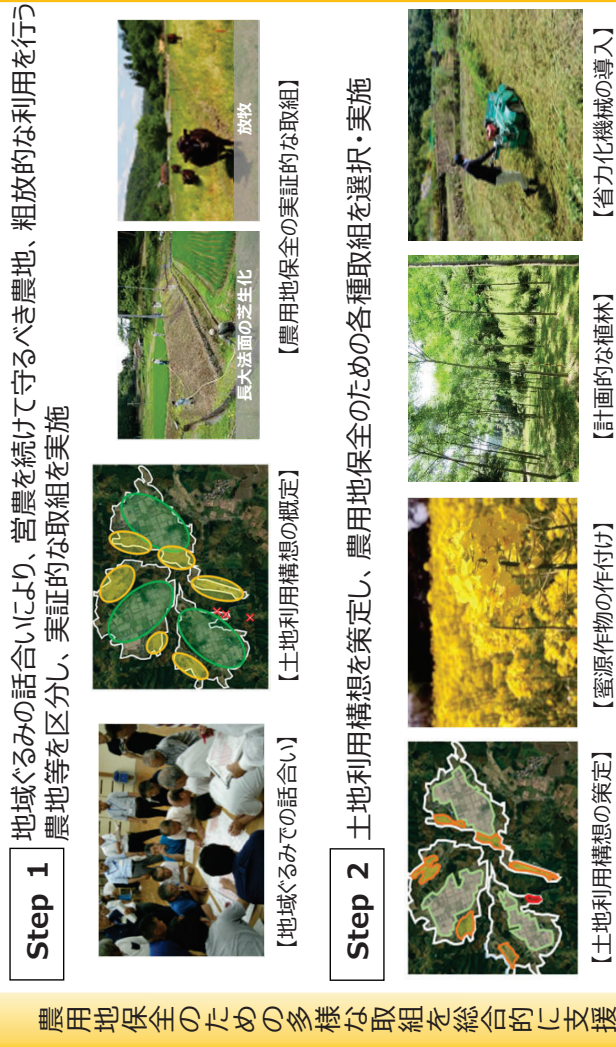
ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

中山間地農業推進対策 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業や地域計画と連携した農用地保全の取組を支援します。

目標事業

豊田県「令和8年度地域運営組織（100地区）用地保全に取り組む地域運営組織（100地区）」

△ 臨 臣 の 兼 持 △

1. 農村RMOモデル形成支援事業

むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じて農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、**ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組**、**地域計画と連携した農用地保全の取組**を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

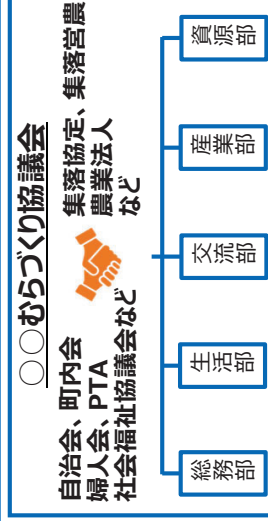
※対象地域：8法指定地域等



＜事業の流れ＞

人
心
一
天
業
事

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る想来ビジョンを策定し各事業を実施



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援



地域計画策定区域で、同計画と連携した農用地保全の実施

「お問い合わせ」 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

農山漁村発イノベーション対策 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進します。

<事業目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊【令和7年度まで】）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。【事業期間：上限2年間】

- ① 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】
- ② 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。
【交付率：定額（上限250万円（年基準額）×事業期間）】
- ③ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）※1

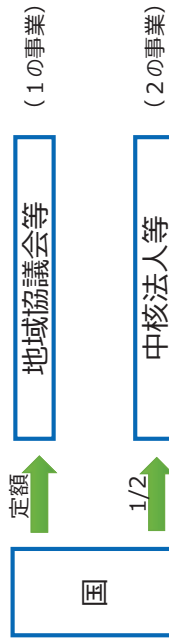
- ① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

- ② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。
【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民泊へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

<事業の流れ>



<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援

地域協議会

小売業

飲食業

宿泊業

金融業

中核法人

旅行業

交通業

農林水産業



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



宿泊施設予約システムの構築



避難所等としての活用



古民家等を活用した滞在施設の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

＜対策のポイント＞

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

＜事業目標＞

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出〔令和6年度まで〕

＜事業の内容＞

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援**します。計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めます。

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

① マーケット調査

国内市場、海外市場に関する調査を支援します。

② 消費者動向調査

農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析

地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。

④ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえ国内販売や輸出戦略の検討を支援します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成

販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

9,512百万円

＜事業の流れ＞



定額 →



定額 →



定額 →



＜事業イメージ＞

中山間地域所得確保推進事業【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施
〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等
〔実施期間〕 1年間 〔交付率(上限)〕 定額（500万円/地区）
〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現況分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【9,512百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分
○ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
○ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
○ 鳥獣被害防止総合対策

鳥獣被害防止総合対策

【令和6年度補正予算額 5,460百万円】

＜対策のポイント＞

生産基盤の維持・強化や農山漁村環境の改善を図るため、シカ・クマの捕獲対策の強化、生息域の拡大等に対応した侵入防止柵等の整備、効果的な対策の実践に向けた**集落の体制強化**とともに、**ジビエ利用の更なる拡大**に向けた**情報発信**の取組を支援します。

＜事業目標＞

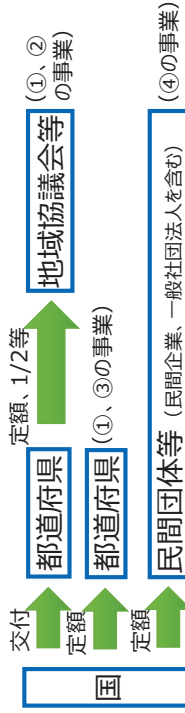
- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 5,300百万円

- ① **シカ・クマの捕獲対策に対する支援**
シカ・クマの農作物被害が増加している地域等を対象に早急に被害を低減させるための捕獲対策を総合的に支援します。
- ② **侵入防止柵等の整備に対する支援**
シカ等の生息域の拡大など周辺環境の変化等に対応するよう、柵の未整備地域等に対し侵入防止柵等の整備を支援します。
- ③ **集落の対策体制強化に対する支援**
被害対策の点検や改善、維持管理等、効果的な対策が実践されるよう、集落の対策体制の強化を支援します。
- ④ **ジビエの情報発信強化に対する支援**
大阪・関西万博を契機とし、ジビエ利用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等を通じた情報発信の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカによる森林被害緊急対策 160百万円

シカの生息頭数が増え、食害による植生衰退が著しい地域において、集中的な捕獲を推進するため、**生息場所の確認、森林における捕獲等**を実施します。

＜事業の流れ＞



※国有林においては直轄で実施

＜事業イメージ＞

①シカ・クマの捕獲対策の強化

- ・被害要因、生息状況に基づいたシカ・クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



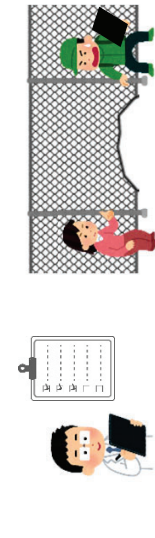
②侵入防止柵等の整備

- ・鳥獣の生息域の拡大を踏まえ、未整備地域等を対象に侵入防止柵等の整備を支援



③集落の対策体制強化

- ・効果的な対策の実践に向けた、集落の対策体制の強化を支援



④ジビエの情報発信の強化

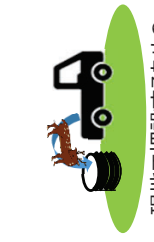
- ・大阪・関西万博会場内外において、ジビエ利用の更なる拡大に向けたコンテンツ展示等による情報発信の取組を支援



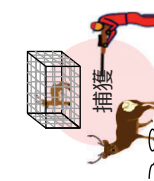
捕獲ポイントの特定調査



ICT技術を活用したわなの配備



現地で埋設するための捕獲個体処理施設の配備等



捕獲 国有林での捕獲

【お問い合わせ先】（1の事業）農村振興局鳥獣対策・農村環境課（03-3591-4958）
（2の事業）林野庁研究指導課（03-3502-1063）